

第 5 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成26年10月27日

(平成25年度決算)

(企画振興部・教育委員会)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成26年10月27日(月曜日)

午前9時59分開議
午前11時17分休憩
午後0時59分開議
午後2時38分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第40号 平成25年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 平成25年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成25年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(9人)

- 委員長 岩下 栄 一
- 副委員長 田代 国 広
- 委員 鬼海 洋 一
- 委員 平野 みどり
- 委員 堤 泰 宏
- 委員 溝口 幸 治
- 委員 緒方 勇 二
- 委員 九谷 高 弘
- 委員 橋口 海 平

欠席委員(1人)

- 委員 内野 幸 喜

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 島崎 征 夫

政策審議監 柳 田 誠 喜

地域・文化振興局長 田 中 浩 二

首席審議員兼企画課長 小 原 雅 晶

地域振興課長兼

県央広域本部振興部長 横 井 淳 一

文化企画課長 吉 永 明 彦

政策監兼

文化・世界遺産推進室長 本 田 圭

首席審議員兼

川辺川ダム総合対策課長 福 山 武 彦

首席審議員兼交通政策課長 吉 田 誠

情報企画課長 家 入 淳

教育委員会

教育長 田 崎 龍 一

教育理事 豊 田 祐 一

教育総務局長 吉 田 勝 也

教育指導局長 上 川 幸 俊

首席審議員兼教育政策課長 能 登 哲 也

学校人事課長 山 本 國 雄

社会教育課長 福 澤 光 祐

文化課長 手 島 伸 介

施設課長 清 原 一 彦

高校教育課長 越 猪 浩 樹

政策監兼高校整備推進室長 田 村 真 一

義務教育課長 浦 川 健 一 郎

特別支援教育課長 栗 原 和 弘

人権同和教育課長 池 田 一 也

体育保健課長 平 田 浩 一

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 伊 藤 敏 明

首席審議員兼会計課長 福 島 裕

監査委員事務局職員出席者

局長 牧 野 俊 彦

監査監 千 羽 一 樹

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守

議事課主幹 榎原俊郎
議事課主幹 甲斐博

午前9時59分開議

○岩下栄一委員長 それでは、ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前中に企画振興部の審査を行い、午後から教育委員会事務局の審査を行うこととしております。

それでは、これより企画振興部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、企画振興部長から決算概要の説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、島崎企画振興部長。

○島崎企画振興部長 本日はよろしくお願いたします。

平成25年度決算の御説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企画振興部関係の4点につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は、各部局共通事項として「職員の過失割合の高い交通事故が多数発生しており、職員の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた効果的な交通事故防止対策に努めること。」でございます。

企画振興部では、交通事故防止の機運を醸成するため、部課長会議や各課で開催しております例会等において、安全運転及び事故防止に係る指導及び注意喚起を行うとともに、課内研修等を実施し、安全運転及び事故防止に対する職員一人一人の意識の高揚を図り、

交通事故防止に努めているところでございます。

2点目は「地域づくりチャレンジ推進事業については、市町村や地域団体などの主体的な取り組みを総合的に支援するものとして期待が大きいことから、今後とも市町村等の意見、要望を踏まえながら、全県的に普及するよう事業のあり方や支援の方法等について見直しを検討すること。」でございます。

市町村や地域づくり団体等の主体的な取り組みを支援する地域づくり夢チャレンジ推進事業について、市町村等との意見交換を踏まえ、地域づくり団体等の要望にスピーディーに対応できるようにするなど、より利用しやすい制度とするため、制度改正を行ったところでございます。

改正内容といたしましては、複数年にわたる継続支援を可能とした点、また、市町村を経由する間接補助を廃止し、県からの直接補助とした点でございます。

この制度改正の結果、今年度は、昨年度の69件の採択数を大きく上回る約110件の採択を行っている状況でございます。

3点目は「国際線振興対策については、行政がどこまで公金を投入すべきか、その必要性、国際線誘致の可能性等を考慮した上で、バランス感覚を持って適切な判断を行うこと。」でございます。

国際線の新設及び拡充等に当たっては、熊本への宿泊実績や熊本からの出国状況等を考慮の上、需要が高いと見込まれる国に重点を置いて取り組んでいるところでございます。

4点目は「五木村の振興対策については、これまでの経緯及び地域の実情も踏まえて、今後とも地元の意見を聞きながら、引き続き検討していくこと。」でございます。

五木村の振興については、平成21年9月に村と共同で策定したふるさと五木村づくり計画に基づき、五木村振興基金10億円を活用したソフト事業に取り組むとともに、県の財政

支援50億円を活用しながら、平成23年6月の国、県、五木村の3者合意に基づく基盤整備事業に取り組んでいるところでございます。

平成25年度は、10年の計画期間の折り返し点を迎えたことから、村民へのヒアリング等を通じ事業効果の検証を行うなど、村の実情を踏まえ、ふるさと五木村づくり計画の基本計画を見直しました。

今後、新たな計画に基づき、水没予定地の利活用や移住、定住の促進等に重点的に取り組むこととしております。

また、基盤整備事業については、村と協議を行い、計画的、着実に事業を推進するために、平成30年度までの全体計画を作成したところでございます。

今後も、五木村役場及び五木村議会はもちろん、毎年度実施するふるさと五木村づくり計画の住民説明会で、地元の意見を十分伺いながら村の振興を進めてまいります。

続きまして、企画振興部の平成25年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料1ページの平成25年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

歳入につきましては、収入済み額16億4,000万円余となっており、不納欠損額、収入未済額はございません。

また、歳出につきましては、予算額71億1,000万円余に対しまして、支出済み額は60億5,000万円余となっております。

翌年度への繰越額は5億9,000万円余で、主な内容は「環境首都」水保・芦北地域創造事業、情報通信格差是正事業費等に関するものでございます。

また、不用額は4億6,000万円余で、主な内容は交付金事業の計画変更に伴う執行残及び入札に伴う執行残でございます。

詳細につきましては各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○岩下栄一委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○小原企画課長 企画課でございます。

まず、定期監査の結果につきまして御説明いたします。

企画振興部では、全ての課において指摘事項はございません。

続きまして、企画課の決算状況につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料により御説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

歳入については、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

主な収入について御説明します。

まず、使用料及び手数料でございますが、銀座熊本館内に入居する一般社団法人熊本県物産振興協会等からの使用料収入でございます。

次に、財産収入の家屋貸付料でございますが、東京事務所職員の借り上げ宿舎に係る職員負担分でございます。

次の寄附金につきましては、世界チャレンジ支援寄附金として個人や民間企業等から寄附をいただいたものでございます。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

繰入金でございますが、世界チャレンジ支援基金を活用する事業の財源に充てるため、世界チャレンジ支援基金から一般会計へ繰り入れたものでございます。

なお、予算現額と収入済み額との比較の欄の384万円余は、基金活用事業の所要見込み額等の減に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。資料の4ページをお願いいたします。

予算現額7億8,000万円余に対し、支出済み額7億5,000万円余となっております。

なお、不用額は3,000万円余でございます。

一般管理費につきましては、時間外勤務手当の特別配当分でございます。不用額はございません。

次に、諸費につきましては、東京事務所職員給与、管理運営費及び銀座熊本館改修に係る経費でございます。

なお、不用額2,568万円余は、人件費の執行残、東京事務所管理運営費の経費節減及び銀座熊本館改修の入札に伴う執行残でございます。

次に、企画総務費につきましては、企画課職員給与費でございます。

なお、不用額は執行残でございます。

5ページをお願いいたします。

計画調査費でございますが、これは備考欄にあります事業の概要、政策推進事業、広域開発行政促進事業、地域プロジェクトアドバイザー委託事業等に係る経費でございます。

不用額の413万円余は、県勢発展に向けた調査、研究を実施するための経費を計上している政策推進事業において、必要な事案が見込みよりも少なかったものが151万円余で、その他は経費節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

地域振興課の決算状況について御説明いたします。説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

手数料でございますが、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者登録手数料で、不納欠損、収入未済額はございません。

次に、国庫支出金のうち国庫補助金でござ

いますが、特定地域振興対策事業費補助につきましては、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業や水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクトなど、環境省の水俣病総合対策費補助金等でございます。

ともに不納欠損、収入未済額はございません。

なお、予算規模と収入済み額の比較1億4,000万円余は、事業の一部を平成26年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、国庫委託金ですが、国土交通省の土地基本調査委託金でございます。

不納欠損、収入未済額はございません。

予算規模と収入済み額との比較210万円余は、経費節減により所要額が減ったことによるものでございます。

次に、7ページの諸収入でございます。

貸付金元利収入5億6,416万円余は、平成11年度から平成24年度に貸し付けた地域総合整備資金貸付金——ふるさと融資と言っておりますけれども、これの回収金でございます。

雑入は、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業補助金の返還金及び自治総合センター事務費交付金でございます。

不納欠損、収入未済額はございません。

予算規模と収入済み額の比較258万円余は、事業の確定に伴い過払いとなった補助金の返還分でございます。

次に、歳出について御説明いたします。8ページをお願いいたします。

企画総務費でございますが、地域振興課職員22人の職員給与費でございまして、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、不用額が7,678万円余となっております。内訳は、備考欄をごらんください。

まず、地域づくりチャレンジ推進事業補助金等における執行残4,782万円余でございますが、この事業は、市町村や地域住民等の自

主的な地域づくり、例えば移住、定住や交流拡大の取り組み、高齢者の起業化などを支援するものですが、市町村等からの随時の事業申請に対応できるよう、待ち受け的に確保していた予算の執行残でございます。

次に、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業補助金等の執行残1,081万円余につきましては、市、町への補助金の入札差金や委託実績の残額でございます。

次に、水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業補助金等の執行残957万円余につきましては、起業・業務拡大支援補助のために確保していた補助金に対して申請がなかったこと等に伴うものでございます。

最後の857万円余につきましては、そのほかの事業の執行に際して生じた不用額の合計でありまして、経費節減によるものでございます。

最後に、繰り越しについて御説明いたします。

繰り越しの1億5,800万円余につきましては、別冊の附属資料で説明させていただきます。恐れ入りますが、附属資料の1ページをお開きください。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業につきまして、2本の事業を繰り越しております。

上段の約1億2,600万円の繰り越しにつきましては、本年2月の経済対策補正予算で事業化された水俣市の湯の鶴温泉保健センターの整備事業でございます。同施設で活用する自然エネルギーの調査、検討など、基本計画の策定に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

下段の3,240万円の繰り越しでございますが、津奈木町のつなぎ温泉「四季彩」前の歩道橋の整備につきまして、整備箇所の検討など、基本計画の策定に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたし

ます。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

資料の9ページをお願いします。

歳入でございます。

使用料及び手数料でございますが、これは熊本県立劇場の施設設備使用料、駐車場使用料等でございます。

不納欠損、収入未済額はございません。

なお、県立劇場の予算現額と収入済み額との差額が1,329万円余となっておりますが、これは長引く景気低迷による利用の減少や催事の規模縮小などによる利用率や入場者数が目標を下回ったことが主な要因と考えられます。

財産収入につきましては、県立劇場の売店、レストラン敷地の貸付料でございます。平成25年度から、年額325万円余の5年契約で有限会社七彩に貸し付けを行っております。

諸収入については、阿蘇の世界文化遺産登録推進のための学術調査や啓発事業について、市町村に2分の1の負担をお願いし、事業を実施しているものでございます。

予算現額と収入済み額の差額54万円余は、学術会議等の実績が予定より少なかったため、負担金についても減額したものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。

企画総務費は、職員21人の職員給与費で、不用額34万円余は執行残でございます。

次の計画調査費は、博物学関係資料活用・学習支援事業等、熊本県芸術文化祭推進事業、県立劇場施設整備費、管理運営事業、松橋収蔵庫広場整備事業等の執行経費でございます。

不用額の1,700万円余は、主に熊本県立劇場の改修工事の入札残や加藤・細川ヘリテー

ジプロジェクト事業に係る補助申請者が見込みよりも少なかったことによる執行残です。

なお、翌年度繰越額につきましては、別冊の附属資料で説明させていただきます。恐れ入りますけれども、別冊の附属資料の2ページをお開きください。

まず、松橋収蔵庫広場整備事業費につきましては、必要な埋蔵文化財の発掘調査に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越したものでございます。

次に、県立劇場施設整備費につきましては、平成25年度から今年度にかけて取り組んでおります県立劇場の改修工事において、トイレ改修、エレベーター更新、コンサートホール及び大会議室の調光設備改修等の各種工事を効率的に実施するための日程調整の必要上、翌年度に繰り越したものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

資料の11ページをお願いします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入は、繰入金1億4,544万円余であります。これは、五木村振興に係る事業の財源に充てるため、五木村振興基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

なお、繰入金における予算現額と収入済み額の差1,055万円余につきましては、五木村振興事業計画の変更に伴い繰入金額が減少したものでございます。

次に、歳出でございます。12ページをお願いします。

企画総務費は、当課10人の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、主な事業は備考欄の概要に記載しておりますが、川

辺川ダム問題に係る総合調整及び五木村の振興に係る事務費に充てる川辺川ダム総合対策事業、平成24年度から県の財政支援を受けて始まった村の基盤整備事業の経費に充てるための五木村振興交付金交付事業などがございます。

不用額1億3,228万円余は、主に基盤整備事業において、事業の繰り越しや事業実施段階での設計変更等が生じたことなどによるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田交通政策課長 交通政策課の吉田でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容について御説明いたします。

まず、使用料は、阿蘇くまもと空港内格納庫の使用料でございます。

次に、国庫支出金でございます。

地域の元気臨時交付金につきましては、鉄道施設総合安全対策事業補助金でございます。平成24年度からの繰り越し事業でありまして、肥薩おれんじ鉄道のトンネル改修工事を行っております。

次に、特定地域振興対策事業費補助につきましては、環境省の水俣病総合対策費補助金でございます。駅整備等推進事業として、老朽化した肥薩おれんじ鉄道水俣駅舎の改修を行っております。

なお、予算現額と収入済額に8,200万円余の差が生じておりますのは、本事業を平成26年度に繰り越して執行しているためでございます。

次に、財産収入でございます。

これは阿蘇くまもと空港周辺県有地の貸付料及び熊本空港ビルディング株式会社等からの配当金収入でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

諸収入でございます。

これは阿蘇くまもと空港地域活性化事業の助成金及び島原天草長島連絡道路に係る調査負担金でございます。

なお、予算現額と収入済み額の差額240万円余は、事業費確定による減に伴うものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

予算現額13億7,600万円余に対し、支出済み額が12億4,600万円余、翌年度繰越額が1億1,800万円余となっております。不用額は1,000万円余でございます。

企画総務費につきましては、当課22人の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、並行在来線対策事業、総合交通体系整備推進事業、地方公共交通対策事業等に係る執行経費でございます。

不用額1,000万円余につきましては、県際間幹線交通網整備促進事業委託料、地方公共交通対策事業関係補助金、阿蘇くまもと空港直轄事業負担金の所要見込み額の減等に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額の1億1,800万円余につきましては、別冊の附属資料で御説明させていただきます。恐れ入りますが、附属資料の3ページのほうをお開きください。

大空港構想推進調査事業につきましては、国から南海トラフ地震による新たな被害想定が示され、整備内容の精査等が必要になり、一部の調査ができませんでした。

阿蘇くまもと空港広域防災拠点等整備事業につきましては、国から追加調査等の指示があり、設計に不測の日数を要し、事業が完了いたしませんでした。

また、先ほど歳入の決算において御説明いたしました駅整備等推進事業につきましては、想定よりも駅の老朽化が進んでいたこと

が判明し、基本設計に時間を要したことから工事に着手できなかったものでございます。

以上、御説明しました3事業に係る事業費の一部を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○家入情報企画課長 情報企画課でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

歳入については、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、電気通信格差是正事業費補助でございますが、平成25年度に五木村にて実施した携帯電話等エリア整備事業に係る事業費補助金でございます。

次に、共済組合収入でございますが、これは共済組合及び互助会から委託されております電算処理業務に係る経費の負担金でございます。

次に、共同システム運営受託収入でございますが、県と市町村が共同で運用しております電子申請システム及び汎用型地理情報システムに係る経費の市町村負担金でございます。

次に、雑入でございますが、これは企業局並びに病院局の庁内情報システム利用に係る負担金及び職員グループウェア等への企業広告収入、通信回線故障に伴う通信回線料金返還金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。資料の17ページをお願いいたします。

まず、人事管理費でございますが、備考欄にありますホストコンピューターの運営管理を行う電子計算管理運営事業、パソコンの調達や保守等を行う庁内情報基盤管理運営事業

及び電子県庁関連システムの管理運営等を行う電子県庁構築事業等に係る経費でございます。

不用額の3,183万6,000円につきましては、システムの管理運営等における経費節減及び入札執行残によるものでございます。

次に、企画総務費につきましては、情報企画課職員22人分の給与で、不用額は執行残でございます。

18ページをお願いいたします。

次に、計画調査費でございますが、備考欄にあります熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業等に係る経費でございます。

不用額1億5,050万6,000円の内訳としましては、情報通信格差是正事業及び総合行政ネットワークの機器更新工事における入札残が7割強を占め、ほか各事業の入札執行残及び経費節減によるものでございます。

なお、翌年度繰越額の2億8,319万円につきましては、別冊の附属資料で御説明させていただきます。附属資料の4ページ、5ページをお願いいたします。

情報通信格差是正事業費でございますが、平成25年度は、国の経済対策等による工事発注が多く、工事入札参加の業者がなく入札不調となり、年度内の工事完了が困難となったため翌年度に繰り越されたものでございます。現在、全ての箇所につき工事は完了しております。

情報企画課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上田統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金は統計調査に係る国の委託金でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。資料の22ページをお願いいたします。

統計調査総務費につきましては、職員33名の給与費等で、不用額は人件費の執行残と経費節減に伴う執行残でございます。

次に、委託統計費につきましては、国からの委託統計調査の執行経費でございます。

なお、不用額は経費節減に伴う執行残でございます。

次に、単県統計費につきましては、県民所得推計調査等の県単独の調査及び統計年鑑等の刊行物の作成に要した経費でございます。

なお、不用額は執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

以上で企画振興部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありますか。ございませんか。

○橋口海平委員 文化企画課の9ページ、県立劇場使用料についてというところなんです。ことしは景気低迷により利用が減少したという話だったんですが、これは景気が回復というか、上がってきたら、やっぱり利用もふえてきて収入がふえるということなんでしょうか。それとも、何か施設が悪くて、使い勝手が悪くて、またどんどん減っていくものなんでしょうか。

○吉永文化企画課長 答えいたします。

25年度につきましては、るる利用者あるいはそこを使用されるアーティストの方々等にもいろいろアンケートをとったりいたしております。その中で、私どもなりに要因をそんたくするに、周辺の公立文化ホールほどの程度流れたのかとか、あるいはもっと大きく、今おっしゃられたような景気低迷の問題だとか、そういった細かいところを分析しておりますが、現在のところは、他都市、他県の

状況、全国的な傾向等を勘案すると、やはり景気の影響が拭いがたいという認識はしております。

今後、じゃあ上向いていくのかということですが、それは全く予測不可能のところもございます。つきましては、今年度の事業の中で、県立劇場に対して利用者活用調査というものの経費を盛り込んでおまして、これまで利用者が減少した理由と要因、そして、今後そのためにどういうふうな対応をすべきかということ进行调查しておりますので、それに従いまして利用者増に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員長 ちょっとお尋ねしますが、あそこのレストランに「七彩」が入って賃料をいただいておるわけですが、入るレストランについては入札ですか。

○吉永文化企画課長 基本的に入札でございますが、七彩については、応募が1件のみだったということ。

○岩下栄一委員長 ほかにありませんか。

○鬼海洋一委員 8ページの不用額を生じた理由の中で、地域づくりチャレンジ推進事業補助、これは4,782万不用額になっております。

これは、25年度、昨年ちょうど総務常任委員会に所属しておりましたから、最後の委員会の中でも指摘した件でありましたけれども、ずっと私たちは、本会議の中でも、ある意味で振興局で使い勝手のいい事業と予算措置をと、そのお願いをしてまいりました。ようやくこういう事業ができたわけですが、考えてみると、非常に大切な事業であるにもかかわらず、4,700万にも及ぶ、わずかな予算の中でこれほどの不用額が生じ

るということについては、市町村と振興局との連携と申しますか、あるいは必要な事業の掘り起こしというか、この辺に多少問題があるのかなという思いで今拝見させていただいたわけですが、この辺の事情がわかれば御説明いただきたいと思っております。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

不用額につきましては、先生おっしゃるとおり、例えば本会議の場でもそうですし、総務常任委員会の中でも、あらゆる先生方から御指摘いただいて、もっと有効に活用すべきじゃないかという御意見をずっといただいてきたところでございます。

先ほど部長の説明の中にもございましたけれども、昨年度のこの決算特別委員会におきましても、市町村の意見とか要望を踏まえながら制度をちょっと考えるべきじゃないかという御指摘をいただきまして、本年度は、先ほど部長説明もありましたように、2点大きな改善をしております。

1つは、市町村等の意見を聞きますと、担い手の育成などを考えますと、1年限りの補助じゃ持続可能な取り組みが難しいんじゃないかという意見がありましたので、複数年継続して使える補助金に変えました。

もう一点は、例えば夏に事業をしたかったんだけど、市町村の議会を通す間接補助になったものですから、それを直接団体等に補助できるような制度に変えました。その結果として、昨年度の69件から、ことし60%ふえて110件の事業採択することができるに至りました。

御指摘の、局と市町村との連携とか掘り起こしにつきましては、通常の補助以外に、県が直接事業を掘り起こしたり、アドバイザーを派遣したりする事業を別に予算を持っておりまして、平成25年度からは、局のほうで事業を採択できるようになりました。それまで

は、私ども地域振興課のほうで事業採択をしていたんですけれども、25年度からは、局、広域本部のほうで事業採択ができるようになりまして、例えば市町村とかで、このままじゃ補助できないけれども、ここをもう少し工夫したら補助できるんじゃないかといったことを局と市町村や団体とヒアリングをしまして、それを我々が地域振興課でやっているときよりも、やっぱり現場に近いほうでいろんな相談ができるようになったものですから、そういう意味で不採択になる数が随分減ってきたというふうに考えております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 もったいないなという、私たち地方の議員の立場から言うと、そんな思いで拝見させていただきました。

いろんな事業があるんですね、地域振興のためには。例えば、観光が非常に今重要視されているわけですが、その観光の基盤整備という意味では、広域観光圏等の事業がやられているわけですが、この広域観光圏の国の事業があつて、しばらくいろいろな変遷をたどってきました。消極的になったり、また積極的になったりということですが、そういう事業が、ある意味では目的意識を持って追求されていないというような面が、広域的な、例えば私のところで言うと、宇城と天草の連携という意味で、こういうものが最初できたときには非常に活発でありましたけれども、最近はある程度ではない。

そういうものも含めて、このチャレンジ事業の中に包含できる内容ではないかというふうに思っているわけですが、だから、そういう意味でのこの不用額が生じたという個別の問題については、それなりに検討されているかもしれませんが、もう少しトータルな意味で検討していく必要があるんじゃないかというふうに思いましたので、御意見を申

し上げておきたいと思います。

○岩下栄一委員長 意見でいいですね。何か質疑はありませんか。

○緒方勇二委員 交通政策課のほうにお尋ねいたしますけれども、15ページですね。

計画調査費の県際間とおっしゃいましたこの幹線交通網整備促進事業委託料、見込み減に伴う執行残、それから、その下の地方公共交通対策事業関係の補助金、もうちょっとこの辺詳しく教えていただけませんか。

○吉田交通政策課長 まず、地方公共交通対策事業関係補助金のほうでございますけれども、こちらにつきましては、県のほうで今幹線バスに対する補助というものと、あとは市町村に対して——市町村が今、バスの運行やコミュニティーバスも含めた、そういう乗り合いバスとか乗り合いタクシーとかそういうものの運行をしておりますけれども、そういったものに対する交付金を県のほうから支出をしております。そういう中で、この補助金の所要見込み額減につきましては、こちらは一部の市町村から過疎債等を使うということで交付金の対象外になったということがございましたので、それで所要見込み額の減という形になってございます。

もう一つの県際間幹線交通網整備促進事業委託料の部分でございます。こちらにつきましては、所要見込み額の減につきましては、こちらの中身の中に島原天草長島連絡道路のものがございます。こちらについては、3県で合同で技術基礎調査というのをやっております、その技術基礎調査について3県から予算を支出して、平成24年度、25年度については熊本県が幹事県ということで、熊本県においてやっております。その中で、必要な技術的な調査の中で、風や地震の調査というものの機器の故障とか、そういったものは

特になかったものですから、そういったものの所要見込み額の減という形になってございます。

以上です。

○緒方勇二委員 1つ目の地方公共交通ですね。市町村のバスの負担金とか、まあ過疎債の対象になったから外れたとかいう説明でしたけれども、そもそも交通政策課に、政策として地域を支える公共交通機関、これを将来的にどのように持っていかれるおつもりでおられるのが1つと、例えばバス事業者あるいは鉄道事業者、タクシー事業者、レンタカー事業者等々、地域にはたくさんおられるわけですよ。でき得るなら、そういう方にぜひとも大同団結されて、地域のそういう事業者、そして、できれば——単立でバスならバスとか、鉄道なら鉄道という、こういう政策はわかるんですけども、何か地域を支える足としてやっぱりもう築いていただいて、例えば山都町なんかは、スクールバスに結局コミュニティバスを貸しているじゃないですか。ああいうことが、もともと許されなかったにもかかわらず、踏み出してやられて、あれだけの路線網というか、つくり上げておられますけれども、どちらのほうが将来の人口減少社会の中でいいものなのか。産交バスに、私たちの当該地域の人吉球磨は、ずっと各町村負担しているわけですね。縦筋があって、例えば球磨川鉄道があつてとか、ところが、横軸がなくて皆さんお困りなんですね。買い物支援は、もうこれは喫緊の課題なんですね。

そういうことからしますと、地域にいろんな事業者がおられて、県として音頭を取られるときに、やっぱりもうそろそろ事業者が個別に要望されるよりも、何か大同団結されて地域の足を確立する、いざなうような施策を私は構築されたほうがいいんじゃないかなというふうに思っておるんですね。そのことに

関して何かあればですね。

それから、県際間、これは島原、天草と言われましたね。私、ゴールデンルートのことかなと思っておったんですが、ほかにも、例えば宮崎、鹿児島、県際間の幹線道路に関しては、ちょっと工夫するだけでたくさんの観光客の入り込みができるようなルートがたくさんあるわけですよ。そういうことも調査されて、土木部とも関係あるのかもしれませんが、生き残りをかけている、過疎に悩んでいる地区にすれば、やっぱりそういうルートをつくり上げたいなと思っているわけですね。ぜひとも、こういうのはいろんなファクターがあると思うんですけども、そういうのを調べていただければ助かるかなというふうに思っておるんですが。

○吉田交通政策課長 まず、緒方先生御指摘の1点目でございます。

1点目の県内の交通網、将来的にどういう形にするのか、あとは鉄道やバスのモードを超えてしっかり地域の交通網を考えるべきではないかという御指摘でございます。

今、国のほうにおいては、交通基本法というものが新たに制定をされて、交通基本法の中で国、地方公共団体、そして事業者、また国民の責務というものが規定をされました。そういう中で、地域交通活性化再生法というものが施行されて、まさに今地域交通をどうするかという問題が、国レベルでも今議論されているところでございます。

一方で、県内を見渡しても、例えば熊本都市圏の部分と、先生が先ほど例示された人吉球磨では、どういった交通問題を抱えているかという部分は、かなり問題点、論点が違ってくる部分がございます。また、熊本都市圏の中でも、熊本市内の中心部と、あとは熊本市内の外縁部においては、また全然異なる問題が出てくる、課題が出てくるという中で、県としても、そういったマクロの視点とミク

ロの視点というものをどうやってうまく接合していくかというのは、今まだ具体的に打ち出す部分がない状況ではございますけれども、考えないといけないという部分というのは認識をしております、今、さまざまな公共交通協議会とかそういった場には県のほうも積極的に顔を出して、各地域の実情、そういったものの把握をさせていただいているところで、今後、我々の交通政策という部分でも、先ほど先生がおっしゃった、例えば地域の足としてコミュニティーバスとか、もっといろんな形の公共交通機関のあり方というものを県として何か支援できないかとか、そういった部分も含めて考えてまいりたいというふうに考えております。

2点目の県際間の広域ルートという部分でございます。

こちらは先ほどちょっと経緯を省きましたが、この島原天草長島道路につきましては、こちらはいわゆる海峡プロジェクトとして平成の1桁台から全国で活動していたものでございます。平成20年に、当時の国会で、海峡プロジェクトについては、国としての調査を一旦凍結をするという、非常に厳しい財政状況の中、一回凍結をするという議論があった中、この火を消さないということで、熊本、長崎、そして鹿児島県の3県において、合同で調査を継続するという形で継続をさせていただいております。

それで、先生の御指摘の県際間のルート、そういったものを今後の地域の活性化ということで考えるべきではないかという部分でございます。直接のお答えになっているかどうかはわかりませんが、今、交通政策の中で、まさに観光課と一緒に交流人口をふやしていくという部分については、観光課と一緒に積極的に活動しているところでございます。

そういった中で、例えば貸し切りバスの部分で、しっかりそういった形で、例えば人吉

球磨、もしくは熊本の北部、そういった部分については、まさに県境を越えて観光客を誘致できる部分でございますので、そういったところは積極的に長崎、大分、宮崎、鹿児島というところとウインウインの関係を築ける、そういったところでお客さんをうまく流していけるということをしかりやしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 人吉球磨は非常にわかりやすいんですよ、盆地でね。鉄道事業もあれば、バスもあるわけですね。タクシー事業者もありますよ。これは産交バスなんか言い値ですよ、負担金は。タクシー会社なんかかわいそうですよ。今辛うじて1町村にタクシー会社が1つずつあるだけです。でも、消滅しかけている集落をただみとるだけの、みとっていただくだけの政策じゃ、これは余りにもかわいそう。山都町とか、ああいう谷筋、川筋が幾重にもあるようなところと若干違って、人吉球磨はわかりやすいんですね。だから、何であそこでそういう地域の足として確立できぬのかなと常日ごろ思っているんですね。

ぜひとも県主導で、まあ人吉球磨は船頭が多いものですから、なかなかまとまりに欠けるかもしれぬけども、けども、そこを県主導で——やっぱり人口減少に歯どめをかけようとみんな頑張っているわけなんですね。その中で、やっぱりこの一番基本となる交通公共機関の足、これをしかり何か方針を出してほしいと思うんですね。

それから、県際間のことで、もう一つは県道の整備のことで、どうしてもあそこを拡幅すれば、その向こうに50万人、100万人の観光客をこっちに誘致ができるという可能性もあるにもかかわらず——まあ、土木でできぬのであれば、こういうことで調査いただければ、綾町とか、ジオパークも向こうにあるわけですよ。照葉樹林が、宮崎県側。すぐ

横なんですね。そういう調査もぜひともしてほしいなと思っているんですけども、これはもう要望にしておきます。

○岩下栄一委員長 大変切実な、重要な問題であれだと思えますが。

○平野みどり委員 関連なんですけども、9月議会で買い物支援について質問しようかなと思っているんな調査をしたところ、地域振興もそうですけれども、あと福祉、農水関係の予算とかもあるみたいで、目的は、本当に過疎地だとか、あと都市部での本当に谷間の交通弱者の方たちもいらっしゃるんですけども、そこにどういうふうな仕組みをつくるかということなんですけども、部署が本当に多岐にわたっているなど。

だから、イニシアチブは、これはやっぱり企画のほうでしっかりとっていただきながら、さっきのバス、そして電車、鉄道、そしてタクシー会社ですよ。オンデマンドタクシーとかも含めて使えると思うし、福祉車両なんかも、例えば朝夕の送迎では福祉車両を使っている時間とかがあれば、その活用なんかもできるのかなとも思ったりするんですよ。総合的にやっぱり考えていっていただく必要が本当にあるなという思いをしていますので、そこはぜひイニシアチブをとって部署間の調整、そして、一自治体の中でしか支援できませんと、そこを出たらだめですというようなのもあったと思うんですけども、自治体を少し超えたりすることもあるのでですね。そこら辺の仕組みをつくるのもやっぱり企画だと思うので、ぜひそこをよろしく願います。要望です。

○鬼海洋一委員 今緒方委員のほうから非常に貴重な提案があったと思います。県際間のルートの問題等についても、戦略的な発想で

取り組んでほしいというお話がありました。が、やっぱりその点は非常に重要な問題ではないかというふうに思っています。

先ほど吉田課長のお話の中でも、観光課とも連携をとりながらやっているというお話がありました。さっきちょっと私も質問の中で取り上げました広域観光圏、これは政府そのものがつくった当時とかなり温度差が出てきているということもありまして、十分にこの組織、事業が生かされていないという点もあるんじゃないかというふうに思っていますけれども、先ほどの天草の3県架橋、これは必ずしも架橋だけではないというふうに思うんですね。例えば島原から天草への、長崎からのルートという意味では、かつて57号線をバイパスする形でありました三角―島原のフェリー、これは今もうなくなりました。しかし、依然としてこの路線への生活であり、観光から来る要求というのは非常に高いんですね。こういうものをどうするかとかというそういう発想で、つまり観光圏の活性化、3泊4日ですか、2泊3日ですか、そういう一定程度滞在ができるような環境整備をするというこの広域観光圏の趣旨にのっとってこの交通網の戦略路線をどうするかという意味では、やっぱり総合的にもう一回考えてみる必要があるんじゃないかというふうに思っているんですね。

そういう意味で、この県際間の路線あるいは現状、こういうものについてどういうぐあいにお考えになっているのかということについて、もう一回ちょっと、今取り上げておられることがあれば、お尋ねしておきたいと思えます。

○吉田交通政策課長 県際間、まさに都市間輸送と呼んでおりますけれども、そういった県際間の輸送については、まさに交流人口の拡大を促し、そして県経済の発展、そういったものに資する重要なものだというふうに認

識をしております。その都市間輸送の最たるものが新幹線であり、航空便であるというふうに認識をしております。

一方で、今鬼海委員御指摘のフェリーですね。フェリーの移動であるとか、そういったものについては、非常に経営難、少子高齢化の中で非常に輸送人員、輸送量が減ってきておりまして、なかなか経営が厳しい状況にあるというのもまたこれは事実でございます。そういった中で、航路の廃止、そういったものが相次いでいるところでございます。

我々交通政策課としましては、引き続き、そういった県際間の移動というものが交流人口の拡大や県経済の発展に資するものという認識のもと、しっかりと支えていく、先ほど申し上げましたが、観光課や関係課と連携をしながら支えていくということをしっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員長 3委員からの提言は大変重要なものを含んでいると思いますが、まとめて企画振興部長から見解を伺います。

○島崎企画振興部長 御指摘があった、地域の中にいろんな機能があって、それぞれの部署があって、まあ地域というのは本質的にはそういう部署で切れてないはずのものであるなど痛感いたしました。

なので、私自身、御指摘いただいたことを本当に真摯に受けとめまして、各部との調整というか、企画です。地域振興というのを名前の部としてうたっている以上は、地域というものをベースに——地域という皿の上では全部、例えば御指摘のあった福祉車両の話ですとか、コミュニティーバスの話ですとか、そういった点は全部共通なんだと思いますし、また、結局各課連携しないといけない局面というのは実に多いんだなど痛感いたしましたので、私自身、肝に銘じてこれから取り

組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

ちょっと今の件の鬼海先生と平野先生からの御質問に対する補足ですけれども、観光圏につきましても、例えば雲仙天草観光圏は、先生おっしゃるとおり、平成25年度からだと思っておりますけれども、観光庁の制度が非常に何か厳しくなって、今までのやり方では観光圏に該当しなくなったものですから、一旦それから外れて、自分たち独自で雲仙天草観光圏協議会というのを続けていくことにしております。

その際に、国からの予算がなくなったことも踏まえまして、地域振興課のほうでスクラムチャレンジという、複数の市町村がまたがった補助金がありまして、特にこれは長崎県ともまたがっているものですから、4分の3の補助で平成25年度からその事業に対して補助をするようにしております。その中で、航路に対する直接の補助はできないんですけれども、例えばその航路を使った観光商品のPRですとか、そういったもので一応やらせていただいております。

それと、買い物弱者の解消というものにつきましても、同じくその地域チャレンジ推進事業の4つの分野があるんですけれども、移住の促進、起業の誘発、交流の拡大、きずなの構築というものがございまして、そのうちきずなの構築のその制度の概要の中で、例えば過疎地域における買い物弱者の解消というものもこれになっておりますので、こういうことで補助の申請等ございましたら、こういう補助金を活用して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

○溝口幸治委員 済みません、地域づくりチャレンジ推進事業に戻っていいですか。

これは、ことしで4年目ですね。鬼海先生も、委員会等で御発言されたり、議会で発言されたりしておりますけれども、だんだんだんだん進化して使い勝手がよくなっているというふうに思います。ただ、そろそろきちっと検証もしなければならぬと思うんですが、先ほどおっしゃったように、4つの、移住とか起業の誘発とかきずなの構築とか、そういうのに分かれてやりますけれども、なかなかそれに乗っかっていけないものがあって、乗っかっていけないものは現場はどうしているかという、例えばくまもと21ファンドとか、そういうのが使えますよということ、大分交通整理もやっていると思うんですけども、そろそろ、これぐらい執行残があるのであれば、この地域づくりチャレンジ推進事業の別というか、パート2ぐらいで、一発のイベントも含めて、それが次につながるようなものであれば、今のひと・まち・しごとも含めて、こういうものにつながるような制度をやっぱりそろそろ考えてもいいんじゃないかなと。

この残がなくて、毎年きちきちこのハードルをクリアして、どんどんどんどん申し込みが殺到しているという状況であればそういう話はしませんが、結構予算はたくさん取ってもらって、事業自体は進化を続けて、いい取り組みが出てきていると思うんですけども、残があるので、もうちょっとそういう一々なかなかその4つのハードルが越えられない部分までをどうすくうか、そして、その事業が次にどうつながるのか、あるいは継続して

何年もやってきて、それをやるのが地域の活力につながるのであれば、そこをすくうべきだろうというふうに思いますので、これは今年度、26年度のことも見据えてになります。その辺も踏まえてここは——私は、進化していると思いますし、毎年毎年制度も変えてもらって、先ほど大分質問攻めに遭われた前課長も含めて、大分いい制度に変わっていると思いますので、そこも踏まえてぜひやるべきじゃないかと思っておりますけれども、新しく課長になられた横井課長、どうですか。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

先ほどもちょっと御説明しましたけれども、確かに25年度までは不用額が多かったりとか、減額補正したりとか、いろんなことがございましたけれども、ことし26年度は、先ほどの制度改正等に伴いまして一応110件で、金額的にも、今3億円のうち2億円を超える補助金を採択しております。

ちょっと性格的にどうしても待ち受け的なものがあって、いつ来るかわからないから、ある程度は余裕を持っておこななきゃいけないというのがありますし、もともとこの補助金できたのが、政令指定都市以外の地域振興に重点化を図っていくための象徴的な事業だったものですから、ある程度県の姿勢を示すためにも、ちょっと額をきちんととっておこうというようなこともあってこういう予算になっています。

先ほど言いましたように、待ち受け的なことも含めて、これだけ採択される事業が出てくるのであれば、ちょっと来年度もう少し様子を見たいなという気もあるんですけども、ただ、あわせて幸せ実感のまち・ひと・しごとづくり本部ができて、それに対応できる予算というのが、この事業、非常に重要な位置を占めると思いますので、執行残のことも気にしながらも、もっと制度は拡充したい

なというふうには考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 ぜひ御検討をよろしくお願
いしたいと思います。

続けていいですか、別の。

文化企画課、10ページですね。加藤・細川
ヘリテージプロジェクト、ここも執行残があ
るんですが、私、これは当初からネーミング
がひょっとしたらあんまりよくないんじゃない
かなと思っていました。これは説明を聞くと、
いや、加藤、細川だけじゃなくて、それを
初めとする県内のさまざまなおっしゃる
んですけれども、やっぱり新聞なんかにとん
と載ると、まあうちあたりは特に、うちは加
藤、細川じゃなくて相良藩で、全然うちのこ
とは載ってないじゃないかという苦情が来る
ぐらいで、私は、そのときには執行部と同じ
ように、いや、これを初めとすると書いてあ
ってという説明をするんですけれども、なか
なか取っつきにくいのかなと思います。

それで、ここも執行残があるので、まあネ
ーミングを今から変えろというのは難しいか
もしれませんが、もうちょっと幅広く宣伝を
やっていただいて、これはいい事業だと思
いますので、県内各地にそれぞれ守っている歴
史や伝統文化があるので、そういったものを
もう一回掘り起こしていただいて取り組んで
いただくならば、先ほどの地域づくりチャレ
ンジ事業と絡めて相乗効果でいける部分があ
るんじゃないかと。

やっぱり地域づくりをやっていく上で、地
域の伝統文化、そういったものとはなかなか
切り離しができない事業もあるので、そこを
やることによって相乗効果で取り組みができ
るものがふえてくるんじゃないかなと思いま
すので、そのあたりをぜひ推進してもらいた
いと思いますけれども、いかがですか。

○吉永文化企画課長 お答えいたします。

まさに今委員御指摘のとおり、加藤・細川
ヘリテージというネーミング、これは制度発
足当時からもこの名前にしておるわけでご
ざいますけれども、あくまでもこれは一つの
キャッチコピーで、まさにもう耳にたこかも
しれませんが、全県の全ての資産を紹介する
事業という位置づけでございます。

今委員のほうから御指摘がありましたよう
に、県内隅々までいろんな資産がある、そう
いったものを紹介して相乗効果を図っていく
ということは、まさにこの加藤・細川ヘリテ
ージの趣旨に合致するものであると。

といたしますのが、今回たまたまこれは執行
残を残しておりますけれども、歴町50選とい
うのは、県内全体のすばらしい史跡、建物の
建造物、そういったものを指定して、そして
後世に残していこうという事業でございま
す。

これは、25年度につきましては、その選定
された50の地域に関する銘板といいますか、
紹介する銘板の補助事業だったわけござい
ますが、若干ちょっと申請が足りなかったと
ころがございます。

今年度は、さらにその建物とか史跡の保護
の費用も補助する事業を設けておりますが、
そちらのほうは幸い多くの要望をいただい
ております。

今後、そういった歴町50選、あるいは来年
度予算要求でまたいろいろ議会とか先生方
には御相談してまいりますけれども、全県の隠
れた資産を紹介して、熊本にはこれだけの資
産があるんだという底力を示すような取り組
みを行ってまいりたいと考えております。

○岩下栄一委員長 溝口委員が相良藩のこ
とをおっしゃいましたけれども、阿蘇、菊池も
ありますからね、熊本は。

ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 阿蘇、菊池もありますし、

全県下そういうのが広がるようにやっていたきたいと思いますし、第2の、第3の、例えば国宝指定だとか、国の重要文化財指定だとかあるいは世界遺産候補だとか、今度、来年度は日本遺産という発想も出てくるようですけれども、そういうものが出てくると思うので、そういったものにチャレンジするためにも、ぜひ掘り起こしをお願いしたいと思いますけれども、私が言っている意味は多分本田室長もよくおわかりなので、本田室長も何か、今やっていらっしゃる事とか、考えていらっしゃる事があつたらお願いしたいと思います。

○本田文化・世界遺産推進室長 お答えいたします。

先ほど課長が答えたこととダブリますけれども、加藤・細川ヘリテージというのはあくまでキャッチコピーということで、できるだけいろんな熊本の歴史、文化、これを掘り起こしまして、広く——歴史、文化に興味がある人はもちろんのこと、それに興味を持っていないような人たちにも広く広報してお知らせしていくことで、情報発信が図られるよう取り組んでまいりたいということで考えております。

○岩下栄一委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二委員 12ページの川辺川ダム総合対策課にお尋ねいたしますけれども、基盤整備等で不用額が生じていますけれども、これは多分水没地のことだろうと思うんです。このこと自身へのお尋ねでもあるんですが、今現在五木には基金を造成されて——まあ、今までの歴史は置いといてですよ。今どういふふうになっているかといいますと、ダムによらないの説明会の折に、流域の住民からたくさん御意見が出たと思うんですね。結局、今どういふ形になっているかというのをお伝え

したくて申し上げるんですが、五木に対しては、こういうことできちんとやっていただく。ところが、その下流域あるいは球磨川本川の上流域については、河川掘削が——新聞等でも、特に山林の荒廃等がひどくて、堆積土砂という問題も出ていますよね。瀬戸石ダムの堆砂の土砂のことも新聞に出ています。

私たちが、国、県に対してお願いをなんぼ重ねても、それを迅速にやっていただけない。何ゆえ五木だけがこういうふうにやられるんですか。その上に、高校再編まで、地域バランスまで考えないようなやり方、あるいは治水安全度を上げるための遊水地をきちんとつくりださないかぬにもかかわらず、そういう本川の河川掘削さえしてくれない、こういう声にだんだんマグマが高まってきているんですけれども、それに対して何かお考えあります。私たちは、もう説得でけぬなと思うんですけど、こんなふうにやられたら。

○福山川辺川ダム総合対策課長 まず、ダムよら会議の住民説明会、これは上流を含めて流域10カ所でやらせていただきました。

その中で、非常に多く出た意見として、河川の掘削ですね。これはかなり多く出ました。それについては、八代河川国道事務所のほうで、全部現地を確認して前向きに対応するというやり方はしております。

現在、ダムによらない治水を検討する場で積み上げてきた対策の中で、河川の掘削というのは対策の中に入っております。これは取りまとめが行われれば力を入れて取り組んでいくということになると思っております。

なぜ五木だけという部分ですけれども、五木村については、やはり昭和41年以来、かなり中心部が、500戸ですか、移転したことによって村が疲弊したという事実がありまして、それについて、未来永劫こういった対策を打つということではないと思いますが、少なくとも今人口減少がかなり激しくなってい

ますし、高齢化率も県内で一番進んでいるという、その対策をやりながらも、まだまだ厳しい状況にあるという事実がありますので、これは村と一緒に計画に沿って実施をしていくということになると思います。

一方で、相良村ですね。下流になります。相良村についても、60戸の移転があって、ダムの影響を受けたということで、これについては、相良村の上四浦ですか、ダムの予定地だった地域の振興計画を今策定中ですので、その策定に対する支援、それから策定後の取り組み、これは一般対策の中での支援だと思いますが、そういうことを取り組んでいきたいと思っております。

○緒方勇二委員 その五木村さんの苦渋の決断以来、それからダムの白紙撤回以来6年間、目に見える形ですと五木も対処してこられて、直ちに実施する対策でも、ダムがあるがなかろうが、ずっとやってきた。それも目に見える形なんですね。ところが、流域に住む人にとっては、この6年間、何ら——河川掘削を上下流バランスを考えてというふうに対処しますと、いつもその答えなんですね。それで、目の前の見える対策をやってくださいというのが、やっぱり合意形成を図る上で非常に大切だと思うんです。ですから、そのことを繰り返し繰り返しこの6年間皆さんおっしゃってきたにもかかわらず、その場所を、現地を確認してやられる、そういうお答えだけでとどまる。そして、今新聞紙上であんなふうなたたかかれているじゃないですか。たくさん、たまったまま。それも、すべからず遊水地の合意形成を図ろうとするときに、河川掘削もしてくれぬのに、何で私たちがこういうふうな合意形成ができるんですかという声になっていくというんです。そういうことを踏まえてもらわないと、なかなか合意に至らないんじゃないかと非常に心配しています。

それから、そういう中で高校再編のことがどんと来たものですから、余計に、下流域をおもんばかって物事を考えてきた人たちからすれば、物事を穏便にやろうと思ったにもかかわらず、近視眼的な物事でぼんと決めてもらうから、もうちょっと複眼的に見てくださいよと、そういう声になっていきますよ。ダムよりも、私、閉じられないんじゃないかなと心配しているんですけども、どういうお考えをお持ちですか。

○福山川辺川ダム総合対策課長 まず、ダムによらない治水を検討する場において、その6年間、事業がとまっていたということではなくて、直ちに実施する対策ということで、河川整備計画がなくても実施できる部分、下流を中心とした事業については進められておりました。

我々としては、追加して実施する対策、これは上中流が中心になりますけれども、人吉や球磨、こういったところの対策についても、早急に取り組んでいただきたいということを流域市町村とともに国に強く申し入れをして、4月24日の本会議において、国がそのことについて前向きに取り組むということで、27年度予算にそういった上中流の対策を概算要求に盛り込むということになりました。

ただし、上下流のバランスは考えるということですが、かなり多くの事業ができるというふうを考えております。そこは一步前進ということで、流域の市町村からも評価をいただいております。

あとは、高校再編につきましては、基本的に私どもとしては、その意味は十分わかるつもりですが、何分これは……（「課長が答えぬでもよかです。」と呼ぶ者あり）済みません。

○岩下栄一委員長 大変でしょうけれども、

頑張ってください。

ほかにありませんか。九谷委員、何かありませんか。

○九谷高弘委員 済みません、一番最初の橋口委員の質問に戻るみたいで申しわけないんですけども、10ページの文化企画課の県立劇場管理運営事業、3億7,562万ですかね。それと、県立劇場収入として収入済み額が2億1,693万2,000円ということで、これは単純に1億4,000～5,000万の差がありますけれども、どういった見方をすればいいんですかね。1億5,000万の赤字と見るんですかね、その運営状況、経営状況といいますか。

○吉永文化企画課長 お答えいたします。

県立劇場につきましては、指定管理者でございますが、地方自治法上認められている、いわゆるその指定管理者がお金を収受できる利用料金制度というものをとっております。いわゆる県に直接入る使用料という形になっておりますので、これはもう全く別になっております。

○九谷高弘委員 まあそうなのでしょうけれども、以前県立劇場関係者の方とお話をさせていただいたんですけども、使用料の収入にかかわる部分なのでしょうけれども、ネーミングライツの話をしておりまして、そういったものの御検討とかされたことは県はあるんですかね。

○吉永文化企画課長 ネーミングライツにつきましては、県立劇場のみならず、ほかの県の施設、体育施設も含めて、るる検討しております。

たしか一昨年、ネーミングライツに関する県民の意識調査をやったところ、スポーツ施設についてはネーミングライツは賛成だが、文化施設については若干否定的なような回答

もございます。熊本県立劇場という名前に対する愛着等もございますので、若干その辺がほかの施設とは違うものかと思います。

ただ、しかしながら、ほかの公立文化ホールでもネーミングライツを採用しているところもございますので、引き続きその辺は周りの他の施設の状況なんかも見ながら考えていきたいと思っております。

○九谷高弘委員 当然そういった県立劇場の名前に対する愛着という話もございましたので、熊本劇場、例えば大ホールを何々ホールにするとかいうふうな分割的なネーミングライツもあるんじゃないかというふうな話もされましたので、そういったのをひとつ参考にいただければというふうに思うところで

以上です。

○吉永文化企画課長 お答えします。

それにつきましても、さまざまな観点から収入の増に向かうようなことについて、引き続き検討してまいりたいと思います。

○岩下栄一委員長 県立劇場の名称に関しては、建設された前後に、いろいろ世論調査とか何かあっておるんですね。最初は県民文化センターという名称だったんです、一番最初、開館前。それは余りにも何か田舎っぽいって、私が言ってね。そうしたら、教育委員の安永露子さんたちは、国立劇場というのがありましたから、県立劇場みたいな名前がよろしいんじゃないかという意見がありまして、決まった経緯があります。

ほかに意見はありませんか。

○緒方勇二委員 今の文化企画課にお尋ねしますけれども、その県立劇場のことです。

私の記憶では、NHKの御出身の鈴木さんでしたっけ、おいでになられてから、出前み

たいに、出張みたいにやられていますよね。あれは縮小傾向にあるんですか、それともふやしていこうと。あれは非常に喜ばれているんですけれども、県内各地回っていただいていますね。どのような方向になっていますかね。

○吉永文化企画課長 お答えいたします。

今緒方委員のおっしゃられた鈴木健二さんのやられたのは、いわゆる日常塾というもので、ある意味、鈴木健二さんの才能、知識を100%活用して回ってもらったわけですが、あれそのものは鈴木健二さんの代で基本的にもう終息しております。

ただ、県立劇場は、昨年度、国の劇場法に基づいて運営方針というものを定めて、単なる貸し館ではなくて、文化事業を積極的に打って出るという体制になっておりますので、例えばアウトリーチ、音楽家が学校とかに向いて生の演奏を聞かせる、あるいは楽器にさわらせる、そういった試みをやったり、あるいは能楽に関する体験教室をしたり、そういった形で、あそこの箱のみならず、外に打って出ていく、県内各地に文化の楽しみを広げる試みは今やっておるところでございます。

○緒方勇二委員 非常に本物に触れるといいですか、文化に触れるというか、そして、地域は気づかないんですよね、文化的価値に関してですね。そういう活動が県立劇場のそういう事業の中であって、非常に皆さんの、何といいますか、意識が上がるというか、そういう記憶がございまして、ぜひともそれを今後も充実させていただきたいなということで今お話ししたんです。これは要望にさせていただきます。続けていただけるのであればありがたいです。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます

た。

ほかに意見はありませんか。

いろいろと御意見が出ました。また、執行部におかれては、十分こうした意見を踏まえて改善の努力を続けていただきますようお願いいたします。

質問がないようですので、午後1時から、今度は教育委員会事務局について審議をいたしますので、よろしくようお願いいたします。

これもちまして、本日午前の決算特別委員会を終了し、休憩いたします。御苦労さまでした。

午前11時17分休憩

午後0時59分開議

○岩下栄一委員長 それでは、委員会を再開します。

これより教育委員会事務局の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと考えます。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いいたします。

それでは、教育長から概要説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

田崎教育長。

○田崎教育長 よろしくようお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

平成25年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

決算特別委員長報告第4の1「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入

の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。特に、悪質な滞納者に対しては、十分な対策を講じ、厳正に対処すること。」について御説明をいたします。

収入未済の解消のうち、まず、育英資金貸付金につきましては、毎月の滞納発生後直ちに本人、連帯保証人、保証人に対して催告を実施し、滞納の早期解消に努めております。

また、所在が不明な滞納者の所在の把握や生活困窮の申し出があった者の事実確認を行うなど、債権管理の徹底に努めております。

長期滞納者や非協力的な者に対しましては、法的措置としまして、支払い督促申し立てを行い、支払い督促後、納入がない者については、強制執行申し立てにより、給与や自動車、土地などを差し押さえ、未収金の回収に取り組んでおり、滞納者及び未収金が減少に転じるなど、一定の成果が出ているところです。

次に、定時制通信制修学奨励資金の未収金につきましては、債務者の状況を踏まえ、各事案ごとに対応方針を定めて未収金回収に取り組み、育英資金に準じた法的措置により、一部の債務者については返還が完了するなど、一定の成果があらわれているところです。また、債務者所在不明の事案等では、所在を突きとめ、債務承認等により時効を中断するなど、適切な債権管理に努めております。

次に、スクールカウンセラー報酬等返還金の未収金につきましては、債務者に計画的な分納を指導し、現在、計画に従い、確実に返還されているところです。

最後に、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金につきましては、関係市町村教育委員会等を通じて、未納者への催告強化や分納誓約書の徴収及び分納指導等の働きかけを行っております。

また、未収金特別対策として、関係市町村の担当者と共同して、未納者に対する個別訪

問を実施し、生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導等を行い、未収金の解消に取り組んでおります。

次に、報告第4の2「職員の過失割合の高い交通事故が多数発生しており、職員の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた効果的な交通事故防止対策に努めること。」について御説明をいたします。

交通事故の防止につきましては、教育委員会全体の課題として受けとめております。このため、全所属長に対して交通事故防止に関する教育長通知を発出するとともに、課長会や県立学校校長会において、所属長に対し、交通事故防止に努めるよう繰り返し指導しております。また、全職員へ毎週配信しております学校改革PTメールにおいても、交通安全や交通事故防止に関する記事を随時掲載し、職員の意識の高揚を図っているところです。

各所属におきましても、職員例会等の場を活用した研修や警察署等から講師を招いての交通安全研修会を開催するなど、さまざまな機会を捉え、職員への注意喚起を図り、交通事故防止に取り組んでおります。

さらに、交通事故が発生した所属においては、事故発生に至る原因について検証し、具体例を用いて再発防止を考える研修会を行うなど、より効果的な対策に努めております。

今後も引き続き、職員一人一人の交通安全に対する意識を高めるとともに、事故等の原因に応じた交通事故防止対策に努めてまいります。

次に、報告第4の17「産業高校の実習用設備については、古いものが多く、更新が進んでいない状況である。本県産業の担い手育成に向け、実態を十分調査の上、産業教育設備整備費については、できる限り予算を確保し整備に努めること。」について御説明いたします。

産業教育施設整備費は、産業教育を通じて勤労に対する正しい信念を確立し、産業教育を習得させるとともに、工夫創造の能力を養い、経済自立に貢献する有益な産業人を育成するために実習設備等を整備しております。

平成26年度当初予算は、1億2,435万7,000円であり、昨年度より2,570万1,000円増額していただいておりますが、実習用設備の老朽化が進んでおり、更新整備が十分に進んでいないのが実情です。

今年度は、各学校の実習設備の実態を正確に把握するための調査を実施しており、その資料をもとに、本県産業の担い手育成に向けて安全かつ効率的な実習が行えるように、老朽化や耐用年数に応じた計画的な整備を行うよう整備計画を立て、今後を見通した予算要求を行ってまいります。

次に、平成25年度熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要につきまして御説明をいたします。

お手元の決算特別委員会資料、1ページ、平成25年度歳入歳出決算総括表をごらん願います。決算特別委員会説明資料の1ページでございます。

歳入は、一般会計、特別会計を合わせました予算現額322億176万7,000円に対しまして、調定額332億2,706万円、収入済み額330億6,877万7,000円、収入未済額1億5,504万1,000円、収入率99.5%となっております。

歳出は、一般会計、特別会計を合わせました予算現額1,513億8,345万1,000円に対しまして、支出済み額1,480億3,263万8,000円、翌年度繰越額17億6,033万3,000円、不用額15億9,048万円、執行率97.8%となっております。

繰り越し事業は、主な内容としまして、校舎新增改築事業、県立高等学校施設整備事業、特別支援学校施設整備事業等となっております。年度内に整備をすることが困難であったため、繰り越したものでございます。

以上が教育委員会関係の平成25年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては、各課長からこの後御説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

引き続き各課長から説明をお願いします。

○能登教育政策課長 教育政策課の能登でございます。

まず、定期監査におけます指摘事項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

最上段の使用料及び手数料でございますが、教育センターにおけます行政財産使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、文部科学省から委託されました学校教員統計調査に係る委託料でございます。

次に、財産収入でございますが、財産運用収入の主なものといたしましては、教職員住宅の家賃貸付料でございます。

財産売り払い収入の主なものといたしましては、用途を廃止いたしました教職員住宅の土地、建物等の売却に伴う売り払い収入でございます。

なお、財産処分の詳細につきましては、後ほど附属資料におきまして御説明申し上げます。

次に、3ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、主なものといたしましては、県道拡張工事に伴う松島商業高校教職員住宅の移転補償費及び過年度に支出いたしました扶助料の返納でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の4ページをお願いいたします。

教育委員会費でございますが、教育委員の報酬、教育委員会運営費でございます。

次に、事務局費でございますが、課及び教育事務所の運営費、熊本県教育情報化推進事業、県立学校校務情報化推進事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、経費節減に伴う執行残及び入札に伴う執行残でございます。

次に、教職員人事費でございますが、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業費等でございます。

不用額の主な内容は、用途を廃止いたしました教職員住宅解体の入札に伴う執行残及び教職員住宅修繕費の執行残でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

教育センター費でございますが、教育センターの運営費、教職員研修等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、恩給及び退職年金費でございますが、共済制度発足前の退職者やその遺族に対する恩給、扶助費でございます。

不用額は、受給者の年度途中での死亡が見込みを上回ったことによります執行残でございます。

次に、附属資料について御説明申し上げます。

別冊の附属資料をお願いいたします。

附属資料の21ページをお願いいたします。

県有財産処分でございますが、多良木高校教職員住宅Bの土地及び建物を町営住宅として使用したいという申し出があったため、多良木町へ売却したものでございます。

なお、売却に伴う収入金額は収入済みでございます。

教育政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山本学校人事課長 学校人事課長の山本でございます。

まず、定期監査におけます指摘事項はございません。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、主なものといたしましては、教員免許授与等に伴います教員免許更新手数料や県立学校入学金でございます。

次に、7ページの国庫支出金でございますが、主なものといたしましては、公立高校授業料無償制度に伴います公立高等学校授業料不徴収負担金、義務教育学校教職員の給与に係ります義務教育学校職員費負担金及び日本人学校派遣教員の給与に係ります在外教育施設教員派遣事業委託金でございます。

次に、財産収入でございますが、主なものといたしましては、8ページの上段になりますが、特別支援学校での作業実習に係る実習生産物売り払い収入でございます。

次に、諸収入でございますが、主なものといたしましては、下から2段目の雑入でございますけれども、県立学校に設置しております売店の電気料等に係る雑入でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、9ページをお願いいたします。

歳出につきまして主なものを御説明申し上げます。

まず、事務局費、教職員人事費でございますが、予算額及び不用額のほとんどが退職手当でございます。不用額につきましては、自己都合等の退職者が見込みより少なかったことなどによる執行残でございます。

次に、小学校費・教職員費、中学校費・教職員費及び10ページ2行目の高等学校費・高等学校総務費でございますけれども、不用額

は、いずれも、そのほとんどが教職員の給与費、人件費の執行残でございます。

教職員給与費につきましては、年度途中での休職や育児休業等による変動が発生するため、最後まで一定額の予算を確保しておく必要がございます、結果的に執行残が大きくなつたものでございます。

今後とも、人件費等の予算計上に当たりましては、できるだけ執行残が小さくなるよう努力してまいります。

次に、10ページの全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費、通信教育費でございますが、これは、高等学校の光熱水費や事務経費等の学校の管理運営に係る経費でございます。

不用額につきましては、各学校におきまして、光熱水費や事務経費の節減に努めたことによる執行残でございます。

最後に、特別支援学校費でございますが、これは、特別支援学校に係ります教職員の人件費及び学校の管理運営費等でございます。

不用額につきましては、教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減による執行残でございます。理由につきましては、先ほど御説明をいたしました高等学校の人件費及び管理運営費と同様でございます。

学校人事課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

○福澤社会教育課長 社会教育課長の福澤でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、説明資料の11ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、主なものとしては、県立図書館の売店等の設置に伴う使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なものとしては、放課後子ども教室の実施に係る放課後子ども教室推進事業費補助でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

12ページ、中段以降の財産収入及び諸収入でございますが、主なものとしたしましては、熊本県青年会館敷地の貸付料でございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、13ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、社会教育総務費でございますが、主なものとしたしましては、社会教育及び生涯学習の振興に関する事業、生涯学習推進センター及び青少年教育施設の運営等に係る経費でございます。

不用額が生じた主な理由は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、図書館費でございますが、県立図書館の管理運営及び県立図書館改修整備事業に係る経費でございます。

不用額が生じた主な理由は、経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

社会教育課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島文化課長 文化課長の手島でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の14ページをお願いいたします。

使用料及び手数料のうち、主なものは、装飾古墳館観覧料、それから美術館観覧料等でございます。

15ページから16ページの国庫支出金のうち、主なものでございますが、16ページにございますけれども、史跡等の重要文化財の保存に対する国庫補助金でございます史跡等保存整備費補助、平成24年7月の熊本広域大洪水により被災した国史跡鞠智城跡の災害復旧に対する国庫補助金でございます教育災害復旧費補助でございます。

また、17ページから19ページの諸収入のうち、主なものは、18ページに書かせていただいておりますが、国等からの発掘調査の受託に伴う発掘調査受託事業収入でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、20ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、文化費のうち、主なものは、国等からの受託事業が主であります公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業、国、県指定文化財の保存整備に対して県補助金を交付する文化財保存事業、鞠智城整備事業並びに文化課職員27名分の人件費でございます。

文化費の不用額のうち、主なものは、需用費、委託料等の入札残と経費節減に伴う執行残でございます。

次に、美術館費のうち、主なものは、展覧会事業費、細川コレクション永青文庫推進事業並びに美術館職員17名分の人件費でございます。

美術館費の不用額のうち、主なものは、役員費、委託料等の入札残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、教育災害復旧費でございます。

平成24年7月の熊本広域大洪水により被災した国史跡鞠智城跡の文化財保存災害復旧費でございます。

不用額はございません。

次に、附属資料について御説明申し上げます。

附属資料の1ページをお願いいたします。

繰り越し事業調べでございます。

鞠智城整備事業及び古代の森整備事業につきましては、資材の入手に不測の日数を要したことから繰り越すこととなったものでございます。現在は完了しております。

文化課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

○清原施設課長 施設課長の清原でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、説明資料の21ページをお願いいたします。

歳入につきまして御説明申し上げます。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしては、県立学校における売店等の使用料でございます。

国庫支出金でございますが、国庫補助金のうち、主なものとしては、特別支援学校施設整備事業に係る補助でございます。補助対象事業費の減により減額しております。

22ページをお願いします。

財産収入でございますが、主なものとしては、財産運用収入といたしまして、校長宿舍の家屋貸付料、電柱等の設置に伴います土地貸付料でございます。

諸収入でございますが、主なものとしては、業務委託契約解除による契約違約金によるものでございます。

繰越金でございますが、前年度明許繰り越し分でございます。

以上、いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

続きまして、23ページをお願いいたします。

歳出につきまして主なものを御説明申し上げます。

げます。

教育費でございますが、教育総務費のうち事務局費は、市町村の施設整備に係る指導、調査に要した経費でございます。

次に、高等学校費でございますが、全日制高等学校管理費は、県立学校の校舎管理に要した経費でございます。

24ページをお願いいたします。

学校建設費でございますが、球磨工業高校ほか57校の校舎等改修、耐震改修事業、施設整備など、高等学校等施設整備事業に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、入札等に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、後ほど、特別支援学校費分とあわせまして、附属資料において御説明申し上げます。

次に、特別支援学校費でございますが、熊本かがやきの森支援学校ほか16校の施設整備、校舎等改修事業など、特別支援学校施設整備事業に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明申し上げます。

附属資料の2ページをお願いいたします。

繰り越し事業調べでございます。

校舎新增改築事業につきましては、第一高校ほか3校を年度内での施工期間を確保できず、繰り越すこととなったものでございます。

次に、2から8ページにかけましては、県立高等学校施設整備事業ですが、熊本高校ほか37校の事業を繰り越しております。

また、特別支援学校施設整備事業につきましては、熊本かがやきの森支援学校ほか11校の事業を繰り越しております。

繰り越し理由の主なもの、学校行事や授業等により工事期間の調整が必要になったため、また、工法の選択に当たり不測の日数を

要したことで適正な工期が確保できず、年度内の執行が困難であったため、繰り越すこととなったものでございます。

施設課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課長の越猪でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、説明資料の25ページから36ページの一般会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計について、順に御説明いたします。

まず、25ページから27ページまでの一般会計の歳入について御説明いたします。

25ページから26ページまでの使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

27ページ、最上段の諸収入でございますが、定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金の収入未済額につきましては、同修学奨励資金の返還金でございます。これは、貸与生の中途退学に伴う貸付金の返還金でございます。81万3,000円が収入未済となっております。この未収金につきましては、法的措置として支払い督促申し立てを行うなど、未収金解消に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、28ページから30ページまでの一般会計の歳出について御説明いたします。

28ページの教育総務費のうち事務局費につきましては、県立高等学校教育整備推進事業費等でございます。

不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰り越しの詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

次の教育指導費は、高等学校英語指導助手費や県立学校の初任者研修、高校生キャリアサポート事業、スクールソーシャルワーカー配置事業等に要した経費でございます。

不用額は、主に人件費等の執行残でございます。

29ページになりますが、中学校費の教育振興費は、県立中学校入学者選抜に係る費用や県立中学校の運営費でございます。

不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

高等学校費のうち教育振興費は、理科教育等設備費や高等学校産業教育設備整備費等に要した経費でございます。不用額は、主に入札等に伴う執行残でございます。

学校建設費でございますが、県立高等学校再編、統合に伴う施設整備に要した経費でございます。不用額は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

2段目の諸支出金でございます。

県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、同特別会計の水産高等学校費への繰出金でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

以上が一般会計に関する説明でございます。

続いて、31ページからは、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、31ページから32ページでございます。

使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金のいずれも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、33ページをお願いいたします。

歳出でございますが、農業高等学校費は、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験、実習と運営に要した経費でございます。

不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

ます。

水産高等学校費は、水産高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の生産的実験、実習と運営に要した経費でございます。

不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

続いて、34ページからは、熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、34ページから35ページでございます。

国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

34ページ、最下段の諸収入につきましては、育英資金貸付金の償還金でございます。償還元金、35ページの延滞利息等を合わせまして、9,212万4,000円が収入未済となっております。また、3件、252万6,000円の不納欠損を実施しておりますが、詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

この未収金対策につきましては、法的措置として支払い督促申し立てを行うなど、未収金の回収に努めているところです。詳細については、後ほど改めて説明させていただきます。

次に、36ページをお願いいたします。

歳出でございますが、育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございます。不用額を生じた理由は、退学や辞退等により、貸与者が見込みより少なくなったことによるものでございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

附属資料の9ページをお願いいたします。

繰り越し事業について御説明いたします。

新設高等学校等教育環境整備事業でございますが、新設水俣高校の管理棟改修について、視聴覚室や応接室等の施設の配置調整等に不測の日数を要し、年度内の執行が困難で

あったため、繰り越したものでございます。

11ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

1の平成25年度歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、定時制通信制修学奨励資金の返還金でございます。

収入未済額は、表の中ほどにありますように81万3,000円となっております、収入未済額の過去3カ年の推移は、2に挙げておりますとおりでございます。

債務者は、平成27年度末の11人から平成25年度は8人となり、その内訳は、3の平成25年度収入未済額の状況のとおりでございます。

4の平成25年度の未収金対策に記載のとおり、債務者ごとにその状況を踏まえ、対応方針を定めて取り組み、平成24年度に育英資金に準じて法的措置に着手した2件については平成25年に完納となるなど、一定の成果が出てきているところでございます。

続いて、12ページをお願いいたします。

育英資金の収入未済額でございます。

1の平成25年度歳入決算の状況の左側、款項目節をごらんいただきたいと思います、収入未済額の内訳は、元金、延滞利息及び年度後返納になります。

年度後返納とは、退学等により受給資格がなくなった後に支給されたものに係る収入未済額でございます。

中ほどに収入未済額の欄がございますが、上から順に、元金が6,548万9,000円、延滞利息が2,615万1,000円、年度後返納分が48万4,000円、合計で9,212万4,000円となっております。

また、2の収入未済額の過去3カ年の推移において、収入未済額は3年連続減少し、昨年引き続き、1億円を2年連続で下回った状態となっております。

債務者は、元金、延滞利息分が164人、年度後返納分の6人と合わせますと、合計で17

0人となり、その内訳は、3の平成25年度収入未済額の状況のとおりでございます。

所在不明の11人については、関係市町村へ住所照会を行うなどして、所在の確認に努めているところでございます。

13ページをお願いします。

平成25年度の未収金対策の取り組みをまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続にもかかわる深刻な課題であることから、3の法的措置の取り組みを初め、徹底した未収金対策の取り組みを進めております。その取り組みの成果を資料下段の米印の取り組みの成果に記載しておりますが、わかりやすくするために、その内容を次の14ページに図式化して整理しております。

主な成果としまして、大きく3点を挙げております。

まず、収入未済額の減少でございます。

先ほども申し上げましたとおり、これまで一貫して増加傾向にあった現年度及び過年度の収入未済額は、平成22年度から法的措置として支払い督促申し立て等に取り組んだ結果、平成23年度から減少に転じ、平成25年度には、新たに36人の奨学生に対して支払い督促申し立てを実施した結果、平成25年度中に39人が完納となったほか、一部返済も進み、前年度末の収入未済額9,883万5,000円から9,212万4,000円となり、671万1,000円の減となっております。

14ページの右の上の段の棒グラフをごらんいただくとわかりますように、収入未済額は、平成17年度の学生支援機構からの事務移管に伴う返還者数の自然増に伴い、年々増加傾向にございましたが、平成22年度からの法的措置の取り組みの結果、平成23年度から3年連続して減少しております。

2点目に、滞納者の数でございますが、滞納者数は、前年度末の190人から平成25年度は170人となり、10.5ポイント、20人の減と

なっており、14ページの右下段のグラフのとおり、4年連続で減少しております。

3点目は、収納率の改善でございます。

前年度の収納率は全体で86.6%でしたが、平成25年度は89.1%となり、前年度よりも2.5ポイント改善しております。

以上のように、平成22年度からの法的措置を初めとした未収金対策の取り組みについては、一定の成果があったものと考えておりますが、今後とも未収金対策に全力で取り組んでまいります。

続きまして、19ページをお願いいたします。

育英資金の不納欠損でございます。

この3件は、いずれも、奨学生本人及び連帯保証人双方が県の債権について破産免責決定を受け、弁済責任のある者がいなくなったケースでございまして、平成26年2月議会において債権放棄の提案を行い、承認を受けて、不納欠損を行っております。

高校教育課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦川義務教育課長 義務教育課長の浦川でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、説明資料の37ページをお願いいたします。

歳入について御説明させていただきます。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、諸収入の雑入でございますが、収入未済額411万円は、県が平成12年に任用しましたスクールカウンセラー1名が資格要件を満たしていなかったことが後日判明したため、任用当時にさかのぼってその任用を取り消し、支払った報酬等の返還を求めているものでございます。これにつきましては、後ほど詳しく御説明いたします。

次に、資料38ページをお願いいたします。

歳出について御説明させていただきます。

まず、教育指導費でございますが、児童生徒の学力向上、いじめ・不登校対策、教員の研修などの事業に要した経費でございまして、翌年度繰越額はございません。

不用額の主なものでございますが、入札に伴う執行残、非常勤職員の人件費及び旅費の執行残でございます。

次に、附属資料について説明いたします。

附属資料、15ページをお願いいたします。

平成25年度収入未済に関する調べでございます。

収入未済につきましては、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。収入未済額は、1の歳入決算の状況に記載のとおり、411万円でございます。これにつきましては、3の収入未済額の状況に記載のとおり、分割納入中となっております。

4の未収金対策に経緯を記載しておりますが、本件は、平成16年12月に返還が確定し、返還請求を行うも返還がなく、その後、債務者が平成18年1月に刑事事件で逮捕され、懲役2年の実刑判決により、平成20年3月まで服役していたため、督促事務が一時中断しておりました。出所後、平成20年度から督促を再開しましたが、平成22年度までは、債務者が無職、無収入となり、実母と同居し、生活支援を受けている現状が続きましたため、少額の返還にとどまっておりました。平成23年度以降は、債務者が就業を開始したため、年度ごとに分納誓約書及び納入計画書の提出を求め、返還を求めた結果、納入計画に沿った返還がっております。平成25年度につきましても、平成24年度末に面談を行い、分納誓約書及び平成25年度分の納入計画書の提出を求め、確実な返還を求めた結果、平成25年度は、計33万円の返還がなされました。今年度も、現時点で、毎月納入計画どおりに返還がなされています。今後も引き続き、本人の就

業状況等を見ながら、未収金の回収に努めてまいります。

義務教育課は以上でございます。

審議のほどよろしく願いいたします。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課長の栗原でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

初めに、説明資料の39ページをごらんください。

歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

国庫支出金でございますが、主なものとして、39ページ下ほどのインクルーシブ教育システム構築事業費補助でございます。これは、鹿本農業高校をモデル校に指定して、高等学校で学ぶ特別な教育的支援が必要な生徒に対する支援向上策の研究に対する補助金でございます。

また、次の40ページ上段の教育支援体制整備事業費補助でございますが、特別支援学校への看護師配置に係る補助金でございます。

次に、41ページをごらんください。

歳出について御説明いたします。

まず、教育指導費でございますが、主なものとしては、特別支援教育充実事業やほほえみスクールライフ支援事業に要した経費でございます。

不用額は、ほほえみスクールライフ支援事業の新たな対象者増に備え計上しておりましたが、申請がなかったことによるものでございます。

次に、特別支援学校費でございますが、特別支援学校分教室の運営や施設の改修等に要した経費でございます。

特別支援教育課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○池田人権同和教育課長 人権同和教育課長

の池田でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、説明資料42ページの歳入について御説明いたします。

国庫支出金について、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございますして、雑入分5,734万6,000円と年度後返納分62万3,000円を合わせて、5,796万9,000円が収入未済となっております。

なお、不納欠損額は、71万6,000円となっております。

なお、未収金対策につきましては、催告とあわせまして分割納付を指導するなど、関係市町村と連携して未収金の回収に努めているところでございます。

詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、説明資料43ページの歳出について主なものを御説明いたします。

教育指導費につきましては、課運営費及び各種人権教育研修事業費等にかかる経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、教育振興費につきましては、高等学校等進学奨励事業等にかかる経費でございます。

次に、社会教育総務費でございますが、これは、人権教育関係補助事業等にかかる経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、補助金減額に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

16ページの平成25年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

1の平成25年度歳入決算の状況は、備考欄

に記載のとおり、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。

収入未済額の過去3カ年の推移は、下段の2のとおりでございます。収入未済額は、年々増加しておりましたが、平成22年度から減少に転じております。

17ページをお願いいたします。

奨学資金の未納者は、奨学資金貸付金回収金分と年度後返納分を合わせますと249人であり、その内訳は、3の平成25年度収入未済額の状況のとおりでございます。

4の平成25年度の未収金対策につきましては、返還事務の実務を行っている関係市町村担当者の返還事務処理能力の向上を図るとともに、未納者に対して、年間を通じて電話や文書による催告、分納指導等を行っております。また、未収金特別対策として、未収金のある市町村の担当者と共同で未納者に対する個別訪問を実施し、未納者の生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導を行ったところであります。県外在住者につきましても、個別訪問により直接交渉を行っております。

取り組みの成果としましては、奨学資金貸付金の現年度分の回収率が前年度よりもアップしております。その結果、収入未済額は、5,796万9,000円となり、前年度末の6,672万1,000円から875万2,000円の減となっております。未納者数も、2人の重複を除き、247人となり、前年度よりも45人減少しております。

20ページの平成25年度不納欠損に関する調べをお願いいたします。

地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金について、死亡によるものが6件、50万円、身体障害によるものが7件、16万2,000円、長期間所在不明によるものが2件、5万4,000円、計15件、71万6,000円を、返還債務の免除に関する条例第2条第1号の規定により不納欠損処分を行ったものでございます。

人権同和教育課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課長の平田でございます。

まず、定期監査における指摘事項について御説明申し上げます。

「平成24年11月及び12月分の扶助費（県立中学校等児童生徒援助費（医療費））について、平成24年度中に支払うべきところ、平成25年度に未払いが判明し、平成25年9月に支払いが行われている。扶助費の支払いについては、組織的なチェック体制の強化を図り、支払い漏れの防止に努めること。」との指摘がありました。

体育保健課では、要保護及び準要保護児童生徒が感染症または疾病にかかり、その治療に要する費用について、援助費を支給しております。援助費は、児童生徒が在籍する学校から提出された医療券に基づき、援助費支給の決裁後、事業担当者から関係医療機関に通知を行うとともに、支払い事務の経理担当者へ依頼することとしています。しかしながら、平成24年11月及び12月分については、事業担当者が、決裁後関係医療機関に通知は行ったものの、支払い事務の経理担当者へ依頼しなかったこと及び課として十分なチェック体制がとられていないことにより、未払いとなったものです。

このため、担当者の経理事務への認識及び組織としてのチェック体制の徹底を図るため、平成25年11月以降は、事業担当者と経理担当者間のみならず、班双方で連携を図り、支払いまで確実に行われたかを確認するチェック表に基づき、事務処理を行っているところ です。

次に、「平成11年の熊本国体終了後、宇土市に貸し付けている備品74個のうち40個が所在不明となっている。備品の所在を速やかに確認するとともに、貸付備品の管理の徹底な

ど、再発防止に努めること。」との指摘がありました。

平成11年の熊本国体終了後、大会で使用した体育用品等備品の有効活用と県内スポーツの振興に資するため、菊池市や人吉市といった、競技会場となった市町村に対して無償貸し付けを行いました。

今回の事案につきましては、平成12年4月に備品無償貸し付け手続きを行い、同月、宇土市とヨット競技用具貸借契約を締結して備品を貸し付けました。貸し付け備品は、はかり、風速計、方位計など74点あり、また、その貸し付け期間は、毎年度自動更新することとしました。

平成25年9月に、貸し付け備品の現物確認及び適正な備品管理について、依頼文書を当該市町村へ発送したところ、同年11月に、宇土市から、貸し付け備品40個について所在が確認できないと口頭報告を受けました。そこで、宇土市に対し、所在が確認できない備品について、再度所在を確認するよう指導しました。

また、平成26年4月には、宇土市を訪問し、所在不明となった原因と経緯についての究明や貸借契約に規定している競技用具事故報告書の提出について指導を行ってまいりました。その後、10月6日付で、宇土市から、所在不明となっている貸し付け備品40点のうち10点については所在が確認でき、残り30点については所在不明となった原因や経緯等について記載された調査報告書のほか、てんまつ書及び競技用具事故報告書が提出されました。

今後は、宇土市からの報告内容や事情聴取に基づき、物品取扱規則を踏まえ、所定の手続きを進めてまいります。

今回の事案を受けまして、貸し付け備品については、毎年度現物確認を行うなど、適切な管理の徹底に努めてまいります。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の44ページをお願いいたします。

まず、分担金及び負担金でございますが、主なものとしては、熊本武道館管理運営費の熊本市負担金でございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、主なものとしては、体育施設に係る使用料収入でございます。平成23年度から全6施設が利用料金制となっておりますので、収入として上がっているのは、行政財産の目的外使用料でございます。このうち、県民総合運動公園施設使用料の収入未済額の詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

次に、45ページの災害復旧費国庫補助金でございますが、収入済み額がゼロ円であるのは、国庫補助の対象として予定しておりましたが、本県は、激甚災害法に基づく特定地方公共団体に指定されず、国庫補助対象とならなかったことによるものでございます。

次に、国庫委託金でございますが、主なものとしては、文部科学省の委託事業に係る歳入でございます。

次に、46ページの諸収入でございますが、主なものとしては、雑入に記載の日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金及び掛金でございます。児童生徒の死亡など重大事故の発生がなかったことから、日本スポーツ振興センター事業からの災害共済給付金の支払いが少なかったため、予算現額に対して収入済み額が少なくなったものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

歳出について主なものを御説明いたします。

まず、保健体育総務費でございますが、主なものとしては、日本スポーツ振興センター事業や県立学校における健康診断等でございます。

不用額については、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金の執行残でございます。これは、さきに述べましたとおり、災害共済給付金の支払いが少なかったことによ

るものでございます。

次に、体育振興費でございますが、主なものとしては、地域スポーツ人材の活用実践支援事業や国民体育大会等でございます。

不用額については、国民体育大会において、選手の派遣に伴う旅費や宿泊費等が予定よりも少なかったことなどによるものでございます。

次に、体育施設費でございますが、主なものとしては、県民総合運動公園、県立総合体育館及び熊本武道館などの管理運営費及び県営体育施設整備事業でございます。

不用額については、県営体育施設整備事業における工事請負額の入札残及び運動公園管理運営費の事業経費の節減に努めたことによる執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、藤崎台県営野球場の石垣の災害復旧のための経費でございます。

不用額については、入札に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の10ページをお願いいたします。

繰り越し事業について御説明いたします。

まず、県立総合体育館改修整備事業費でございますが、平成26年度に施工する工事に伴う監理委託料について繰り越したものでございます。

次に、藤崎台県営野球場防球フェンス施設設置事業費でございますが、地質調査や工法等の検討により実施設計に日数を要し、工事施工期間の確保ができず、年度内執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

続いて、18ページをお願いいたします。

県民総合運動公園施設使用料の収入未済額でございます。これは、県民総合運動公園補助競技場及びスポーツ広場にて、飲食物等の販売行為を行うことに係る公益許可使用料及び占用許可使用料でございまして、2件、計

2万3,940円が収入未済となっております。しかしながら、平成26年6月及び8月にそれぞれ納入されております。

体育保健課分は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩下栄一委員長 以上で教育委員会事務局の説明が全て終わりました。

これから休憩なしで質疑に入りたいと思います。

質問はありませんか。

○堤泰宏委員 体育保健課の監査指摘事項か、貸付備品の管理について御報告がありましたけれども、これは平成11年に貸しとんなつとですよ。これは、こぎゃんとば管理しよんならですたい、人件費とか諸経費のお金が物すごくかかるとじゃないですかね。もう、ある日、この平成11年でもですよ、これはもうやっぱり寄附とか贈与で片づけとかんといかぬですね。これは無理ですばい、これは。体育保健課で管理するつちゅうのはですね。どぎゃんふうを考えなつとですか。

○平田体育保健課長 これは国体で使いました道具で、その後、宇土市につきましては、ヨットの競技スポーツの振興ですね、そういった面から貸し付けたものでございますが、耐用年数も5年でございまして、その後、もう15年経過しておりまして、実際、海の上で使うもんですから、潮風によってさびたりとか計器が壊れたり、あるいは、マークブイはもう発泡スチロールでできておりまして、これが崩れたりして、もう使えないというふうな状況になったものでございます。

しかしながら、貸し付けているということにつきましては、不用決定の通知あたりを行う必要がございますので、その事務手続を行うとともに、今委員から御指摘のありました今後の貸し付けのあり方ですね、もうそれぞ

れ譲与とかそういったことについても関係部局から助言をいただきながら進めているところでございます。

○堤泰宏委員 もうこれに限らず、すぐ譲与か譲渡か、今からいろんなケースがあると思いますから、これはやられた方がいいですよ。これは絶対管理しきらぬですよ。

○岩下栄一委員長 なら、そういう意見を踏まえて、よろしくをお願いします。

○溝口幸治委員 関連していいですか。監査は、その辺はどう感じとんなつとですか。私たちも、感覚的にもう耐用年数もたつて、多分誰も価値があると思っていないので、粗雑に扱ったということもあると思いますけれども、もうどっかで帳消しにせぬと、お互い、宇土市も熊本県も、その価値のないものをずっと追い求めていくというのは、あんまりいいことじゃないと思いますけれども、監査の意見は。

○牧野監査委員事務局長 今回の体育保健課の案件につきましては、基本的に貸し付け物件ということで管理をされている案件でございまして、方法といたしましては、実際の管理はもう宇土市のほうにお願いをして、適正に使っていただくというふうなことでされている案件でございます。

耐用年数云々につきましては、いろいろな財産なり物品なりの状況に応じまして、それぞれ対応するところがありますが、いずれにしましても、県の財産であれば適正に管理していただく。その要件というか、要するに、耐用年数なり、もう使えないということでは処分なり何なりするのであれば、それぞれの財産条例あるいは物品取り扱いの規定に従いまして、適正に処理していただくということが必要かと思っております。

そのようなところがあやふやなままで、要するに、どうなっているかわからないというふうな状況であれば、それはやはり財産管理上問題があるというふうに考えております。そういうふうな意味で、課題ということで挙げたものというふうに考えております。

○溝口幸治委員 しゃくし定規に言えばそうだと思いますけれども、要は、今の状況をどう改善するかなので、監査の立場としてはなかなか難しいのかもしれませんが、あんまり合理的ではないと思うので、そこをどう宇土市さんと県が協力をしてこの話を終結するかなので、そのあたりは、監査からも、御指導というか、御助言をいただければというふうに思います。

○牧野監査委員事務局長 監査の今回の指摘におきましては、結果的にどうして欲しいという個別のところまでは含んでおりません。要するに、現状がわからないでしょうと、そこをはっきり把握をしていただいて、それに応じた対処をしていただくということが必要かと思えます。

特に物品等につきましては、要するに、部署によりましては、古くなっても使わないけれども、例えば、その処理費用の確保ができないとかいろんな事情がございますので、それに応じてそれぞれ対応していただく。とにかく現状を把握していないというふうなことがまず問題であろうというふうに考えております。

○平田体育保健課長 体育保健課でございしますが、先ほど御指摘ありましたように、現在、物品の、貸し付けている現物確認ですね、それとともに、貸し付けています市町に対しましても、譲与について検討のことをお互い話を進めておりまして、今後は、もらっていたくものは、もう、もらっていたく

と、そういうふうなところで進めていきたいと考えております。

○岩下栄一委員長 よろしいですね。

教育委員の手当の問題、ちょっとお尋ねしますけれども、教育委員会委員の人たちの出席状況ですね、いつも100%ですか。

○能登教育政策課長 教育委員さん方、お忙しい方ですので、必ずしも全回、毎回全員御出席ということではございませんが、ほとんどの回で、ほとんどの皆さん、委員さん御出席いただいております。

なお、報酬につきましては、月額6万1,000円に、1回ごとに、あと1日ごとに2万3,600円という単価で報酬はお支払いさせていただいております。

○岩下栄一委員長 といいますのが、今度の市長選挙に出馬予定されている方も教育委員だったんですね。こういう超多忙の人というのが、以前からあの人は多忙の人ですけれども、教育委員に選任したりするのはいかがかなど。出てこれそうにない人ですたいね。

○能登教育政策課長 特定のこの方ということとは別にいたしまして、大体毎回定例会御出席いただいているところでございます。

○岩下栄一委員長 どうもありがとうございました。

何かありませんか。

○鬼海洋一委員 25年度の繰り越し事業調書を今拝見いたしました。施設課の件ですが、清原さんのところを選んで済みませんけれども、見てみますと、予算額が1億単位から数千万単位の事業予算ですけれども、ずっと見ても、かなりどこも、その理由を見てみますと、工事施工期間の調整に不測の日数を要し

たためと、同じようなこと、あるいは授業等カリキュラムの調整だとかというですね、既に現在100%進捗しているところもあれば、50%ぐらいですと推移をしているという状況の報告がっております。これは、計画する段階で、特にカリキュラム等との調整なんていうのは、不測の日数を要したためと書いてありますけれども、少し中身の問題があるんじゃないかというふうに今拝見しながら思いましたので、ちょっと余りにも多過ぎるんですよね、各学校。少し安易な状況ではないかというふうに感じたところですけども、何か特別な事情があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○清原施設課長 施設課でございます。

委員御指摘のように、繰り越しは多くなっておりますけれども、学校の場合、どうしても長期休暇中、実際、工事をするとなりますと夏休み中を希望されたりとか、あるいは大学入試のシーズンについては、そこは避けてほしいとかいうような、工事そのものについては学校の要望に基づいて施工しておりますけれども、いざ実施となると、学校のほうでいろんな御要望をいただいて、その調整等に、このような予定どおりいかないということが多々ございます。

私どもも、繰り越しはできるだけ出さないようにしたいと考えておまして、早期に発注を行いまして、そのような不測の事態等にも早目に対応できるようにしておりますし、また、小規模な事業については、幾つか地域ごとにまとめて発注するなどして、事業の本数も減らして効率的な発注に努めているところでございます。できるだけ繰り越しが出ないように努力していきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 土木部の審査のときにも、同じようなことが起きているんですね。それ

を発注しても受ける業者がなかなか思うようにいかないという、こういう傾向がこの数年来出てきているわけですが、今回、ずっと見てみますと、ほとんどのところで、そういう工期の調整とか不測の事態とかという内容になっているものですから、そういう意味で、構造的に何か具体的に考えられるような地域の事態というのがあるのではないかなというふうに思ったんです。その辺はないんですか。

○清原施設課長 新規の事態ということはございませんけれども、このような、先ほど申し上げましたように、どうしても、いざ工事をするとすると、時期的な調整等で予定どおりいかないということがございます。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 結構です。

余りにも、既に現在段階でも進捗状況50%とかというのが非常に多く散見をされましたので申し上げたわけですが、ぜひ学校現場のほうで調整をされて、必要なものであるからこそこの事業予算についているわけですから、進捗を早めていただくようお願いしておきたいと思います。

○岩下栄一委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二委員 今のにちょっと要望を、施設課さんにですね。この進捗率がなかなかいかない。1つには、入札制度の一般競争入札で、できれば地元の方がやられたほうが、事務的な打ち合わせとか日程の打ち合わせとか、やっぱり遠くの方が請け負われた場合、なかなかそう学校の現場の事務局長さんとの打ち合わせ等々が、施工の打ち合わせがなかなかいっていないのが実態じゃないのかなというふうにお聞きするんですよね。でき得るならば、現場の声からして、学校の現場の声

ですよ——の声からしたら、やはり地元の施工会社さんに請け負っていただいたほうが、後のメンテナンスも、また工事期間の設定も、そのほうがうまくいくんだろうと思います。今の制度じゃなかなかそれができないんだろうと思います。そのことも要望としてですね。

○鬼海洋一委員 もうせっかくですから、今お話が出ましたので、そういう問題があるのではないかなというふうに思ったものですからお尋ねしたわけですが、例えば宇土高校であれば、こういう業者を何人か指名みたいな形でつくっておく、松橋高校であれば、それをつくっておく、そういう地域との間で、今おっしゃったように、メンテナンスというのは常に把握できますから、そういう仕組みをつくっていくということも一つの方法ではないかなと、そんな思いで何か具体的な原因があるのではないですかというお尋ねをしたわけですが、申し上げたいことは、そういうことを仕組みとしてつくっておくということは大事だというふうに思いましたから、ぜひ御検討いただくようお願いしておきたいと思います。

○岩下栄一委員長 ほかにございませんか。

○堤泰宏委員 高校教育課にお尋ねします。

お尋ねの趣旨が、ちょっと高校教育課を外れますけれども、ここは高校教育課にお尋ねせんと仕方がないものですから。

今、高校の再編があっていますね。かなり厳しい状況で、地方の高校が再編に遭って、消滅といいますかね、再編だから消滅じゃないかもしれないけれども、なくなっていってあります。今からもかなり再編が進むような予感がします。

それで、地方の方が心配をされとるのが、やはり地元——特に、私の場合は小国高校

ですね、小国高校が万が一なくなるようなことがあれば、通学不可能な地域になるわけですね。もし子弟を高校にやるならば、下宿をさせるか、アパートを借りてやるかせぬと学校にやれないと。

話をよく聞いてみますと、スポーツの特待生ですかね、スポーツ特待生で——これは小国だけじゃありません。ほかのところからもよく聞きますけれども、地元中学の子供が、熊本市内だけじゃなくて、私立高校に有利な条件の提示で進学してしまうと。そして、その進学した後に、これからちょっと高校教育課と違いますけれども、あわせて答えてもらいたい。学校に行ってみれば、別にスポーツで大事にされとるわけじゃないっちゃうわけですね。親もおっしゃるわけですよ。うちんがスポーツの特待生でいったつが大体おかしかつた。大体1年の夏休みぐらいになると学校が嫌いになって、親が考え出すわけですね。私、たくさんもう10本の指に数え、何本の指も数え切らぬぐらいそれは相談を受けています。

その中で、ただ1つ、感心な事例がありました。これは私の質問と関係ないですよ。熊本市内の高校に小国中学から陸上競技で、スポーツ特待生で採用された女の子ですけれども、行ってみたらどん尻ばかりと、自分はずね。とてもレベルが違ふと。やめたいと。すると、親が非常に厳格な人で、おじいちゃん、おばあちゃんも、1回行った学校はやめちゃならぬと。娘さんも悩んだ末に小国の自宅に帰ってきました。そして、朝4時に家を出て、2年半、1年生の2学期から卒業まで、朝4時に家を出て、大津かな、大津駅まで親が送って、雪も降りますから大変だと思います。見事に卒業させまして、これは非常によかつたことでありますが、こういうことはまれなことで、ほとんどは挫折するわけですね。このスポーツ特待生ちゅうのを、高校教育課じゃまたちょっと範疇外かもしれませ

んけれども、何か考えてやらぬと子供のためにならぬような気がいたします。

あわせて、地方の高校にすんなり行つてばよかつたのに、甘い夢を見て、スポーツ特待生でいろんな学校に行つて、行つてみたらとんでもないことだつたと。よく聞いてみますと、私立の高校は、生徒1人入学すれば、何か助成金が非常に大きいらしいですもんね。私は金額は知りませんので、ここで何か御存知の方があつたら教えてもらいたいと思いますね。30数万から50数万は聞きましたので、そのお金目当てにスポーツ特待生で集めておるといふことは私は申しませんけれども、一面、そういう見方をする人もおりますし、また、地方の高校が非常に困つとると。

それからもう1つ、これは全くここで議論する議案じゃありませんけれども、私立高校の再編ちゅうのがほとんどないですね。川尻の昔のフェイスと市内の高校が何か統合した話は聞きましたけれども、あとはほとんど聞きません。生徒数が、男子高校が今まで男子高校だつたのが男女共学にしたり、女子高校が男女共学にしたりして、非常に生徒の取り合いをしながら学校は存続をしておると。しかし、いつの日か、これは私は、私立高校も公立高校と同じように真剣に考えなきゃいかぬような時期が来るような気がいたします。

きょうのお尋ねは、スポーツ特待生が地方から地域外に流れて、地元の高校の存続が非常に難しくなると。ほんの5人、10人ですよ。わずか10人の子供が地方——小国高校、高森高校、球磨、ほかにもありますけれども、1学年で10人入学すれば、非常にその高校の存在価値が強くなると。そういう状況でありますので、高校教育課のほうにちょっとお尋ねをいたします。

○越猪高校教育課長 まず、高校教育課の越猪でございます。

スポーツ特待につきましてですが、御存知

のとおり、県立学校につきましては、スポーツ特待という形で入試は行っておりませんので、必然的にスポーツ特待ということで郡部から熊本市内の学校のほうに行かれる生徒さんは、私立高校を受験していかれる生徒さんだというふうに認識しております。

そういう中で、地域でスポーツを頑張っている地域の学校で活躍してくれる生徒さんが一人でもふえてくださることは、もう私たちも願っております。しかしながら、生徒さん、また保護者の皆さんの子供たちの進路に関する希望というのはさまざまなものがございまして、なかなかそれを教育委員会として誘導することは厳しいことだろうというふうに思っておるところでございます。

ただ、再編絡みでお尋ねにもなっておりますので、現在の小規模校につきましては、いろんな施策を打って、地元の高校が元気になるような形で、高校教育課のほうでも支援をしておるところでございますので、その成果が出るように、今後ともしっかりと頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○堤泰宏委員 それで、システム、制度の問題はわかるんですよ。私が言いたいとは、子供をもう少し大事にせにゃいかぬと思うですね。朝4時に家を出て、2年半送り続ける、そんな家庭はまれですよ。普通は違う形になっていくですね。

1つの例、もうここは委員の先生たくさんおられますから。ある私立高校の野球で行って、もう5月でやめました。それで、どっかほかの高校は行けぬだろうかと相談受けたけれども、まあ、不可能ですよ。高森高校に1年おくれて入学して、もう今喜んで行っています。そのかわり、もう野球は二度としたくない。この子は野球うまいんですよ。中体連でも立派な選手だったですけども、

今はもう野球も二度としたくないというんですね、野球嫌いになったんですよ。

ですから、子供のことを考えると、それはシステム、十分わかりますね。さっきの監査委員さんの立場と体育保健課の立場と一緒にすよね。何かこう教育というのは私はシステムばかりじゃいかぬような気がしますね。ここで答えは要らぬですけども、そういう子供たちが——この先生たちも相談たくさん受けておられると思うですよ。考える時期に来ると思うですよ。子供争奪戦ですよ、今。少子化の中の一つのあれですよ。私たちの団塊の世代なら、もう学校が子供のスカウトなんかには来なかったですもんね。

○緒方勇二委員 関連しているようなしてないようなお話で非常に恐縮ですが、高校教育課のほうにお尋ねいたします。

実習資金の特別会計ありますよね。これは、農産物とか水産物の売り上げを一旦受け入れて配賦しているわけですかね。そういう意味ですよ。

○越猪高校教育課長 特別会計につきましては、農業高校ですとか水産高校ですね——の実習が、異常気象等に左右されない安定した運営が行われるように、そういうことでこの会計を運用しているところでございます。

高額な設備等については、一般会計の高等学校産業教育設備整備事業等に対応しているというところでございます。

○緒方勇二委員 私がお尋ねしているのは、その物品売り払い収入ですか、ということは、これは、農産物の実習で売ってその収入ということですよ。

○越猪高校教育課長 はい。

○緒方勇二委員 一旦受け入れて、また学校

に配賦のような感じですかね。返さない、積み立てる、そういう意味ですか。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

各学校で売り上げがあったものについては、1回納めていただいて、そして各学校からまた予算を出していただいて、学校に配賦をするという形になっております。

○緒方勇二委員 済みません、私、実習でたくさん物を買っているんですね、すぐ近くに農業系の学校があるもんですから。そしたら、子供たちは、自分たちで種をまいて、つくって、収穫をして、あるいは加工して売ってくるわけですね。卵でも何でもですね。そしたら、実際は、あそこはたくさん買ってくるところとか、そういう先輩からずっと……。ただそれだけなんですね。先ほど部長のあれでいけば、有益な産業人に育てるとか、実際、稼げる農業人を育てるとかといったときに、やっぱり商売として物を売る喜び、そのことが、自分たちの生徒に手にとるお金がないというのも、ちょっと幾ばくかはあったら、もう一汗かいて、もう一步奥まで行って売ろうとか、そういう実習の中から学び取る。あ、こういうきちんとしたものをつくったらたくさん売れていくんだとか、何かそういうふうになっていないような気がするんですね、今。昔の人は、あの学校の中で豚を養って、隠れて。それをさばいて売って、そんなことしてお金にみんなしてました。そんな時代でしたから、まあ、いつからこうなったのか知りませんが。何かこのやり方だと、子供たちは、ただやらされとるだけにしか私は思えないんですね。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

経営感覚を身につけるといふ委員の御指摘

は、まさしくそのとおりでというふうに思っております。今、菊池農業高校で、この特会あたりを考えながら経営者感覚を身につけるといふ、そういう授業を今推進しているところでございます。

各学校で生徒諸君が一生懸命汗水流して生産をして、そして販売したのものについては、農業高校は熊本県内に分校入れまして13校ございます。まあ、非常に利益の上がる学校、またいろんな条件で利益が上がらない学校もございしますが、熊本県全体としまして、農業高校のその実習成果を上げていくためには、現システムというのが現時点では最適なものではないかというふうに考えておりますが、しかし、先生のおっしゃるとおり、経営的な感覚を子供たちに身につけさせるというのは喫緊の課題でございますので、その辺については、もう少し勉強させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

いいですか、奨学金のことで。

随分滞納があつて回収に苦労されておりますけれども、私が申し上げたいのは、民間企業や民間団体の奨学金というのがありますですよ。そういうものは幾つもありますけれども、県がもうかってそうな企業にそういう奨学金制度を創設してほしいというふうな要請をして、民間企業の奨学金を拡大してほしいなど。というのが、やっぱり借りたけど返せない人がこんなたくさんいて、随分お金がねまっているというか、ねまっている状態で、しかし、奨学金を必要とする子供はたくさんいるわけですね。知事が言う、貧困の連鎖を絶つためには、ぜひその子供に教育機会の均等を推進していかなきゃならないし、民間企業の奨学金制度を創設することを県教育委員会としてもいろいろ要請をしてほ

しいなというふうに思います。早い話が、もうかっているところと言えば再春館とか、固有名詞を挙げますと幾つもあるわけですね。うちはもうかっとならぬと言わずかもしれぬけど。今民間のあるいは団体の奨学金というのは把握されておるんですか、教育委員会は。

○越猪高校教育課長 越猪でございます。

民間企業の奨学金については、幾つかは把握をしておりますが、それについては直接学校現場のほうに情報としておりにっているという状況でございます。今先生のおっしゃいました大きなところについては把握はしておりません。

以上でございます。

○岩下栄一委員長 九谷委員、何かありませんか。

○九谷高弘委員 緒方先生の話とちょっと関連するのかもしれませんが、先日、熊本工業と熊本農業の土木の測量運動会にちょっとお邪魔したんですけれども、あれは完全に建設関係と県建設業協会が行っておられた事業だと思うんですけれども、行って思ったのは、私の感覚で言うと、多分土木科の生徒のほとんどがそういった道に進むのかなというふうに思うとつたら、そうではないというふうな話を伺いました。そして、最後に各校1人ずつ代表が話をされて、1日、きょうの土木、現場視察も含めて経験された後に、土木科の生徒さんが土木に興味が湧きましたという、2人ともその話をされたのを聞いて、あ、これが現実なのかなと正直思ったところです。現場のほうは、しっかりそういった人材育成の重要性を考えてそういったものをされておりますけれども、この高校教育の、まさしくつかさどっておられる場が、そういった実業校の教育、将来その業界がどうなるかも含めての考え方とか、まあ、この28ページ

の資料には、就農教育連携支援事業というのはありますけれども、ほかにそういった、実際、職業に、就業観ですね、そういったものをしっかり、ちょっと決算とは関係ないかもしれませんが、その辺をちょっと感じたもので、私も、この意見といいますか、述べさせていただきますと思います。

以上です。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

○溝口幸治委員 ちょっと確認ですけれども、施設課なのか高校教育課なのかちょっとわかりませんが、昨年、監査の指摘があって、それぞれの学校に部室とか倉庫とか、例えば野球で言うとブルペンだとかそういったものが、製氷機とかそういったものがあって、それはまあちゃんとした届け出というか、建築確認の許可とかとってないので、それは撤去してくださいと言って撤去された学校がありましたよね。あれっていうのは、監査の指摘があってそういうふうに学校に指導されたのか、それとも、教育委員会が前から思っていてそういう指導されたのか、その辺、ちょっとまず確認をさせていただきたいと思います。

○清原施設課長 施設課でございます。

発端は、監査の指摘だと記憶しておりますが……。

○溝口幸治委員 それって数は相当あったんですか、県内で。

○清原施設課長 各校数件ずつぐらいはございまして、それについては、先ほど委員がお話しされましたように、違法なものについてはもう撤去をお願いし、許可を受ければできるような手続漏れのものについては、手続を

していただくというふうなことで対処をしてきているところです。

○溝口幸治委員 あのときに、今いろいろ整理をされているんですけども、監査にまたお聞きをしますけれども、しゃくし定規に言えばそうでしょうか、結局、誰かがそれで商売をすとか利益を得るためにやっているんじゃないくて、もともとその部室だとか倉庫だとか、野球で言えばブルペンだとか、その学校に欲しいなと、こういう施設があったらいいなと思っているけれども、要は、県教育委員会にお願いをしても、予算がないのでそういうのはできませんと言うわけですね。その結果、保護者の方々だとか後援会の方々の善意で、いわゆる手づくりでというか、そういう施設ができていった結果が、まあ、監査から言うと違法な建築物ができていったということになるんでしょうが、結局、誰もそれでもうけようとかじゃなくて、保護者とか周りの方々の善意でできていった建物をそういう形で整理をしていくというのは非常に、保護者の方々や周りの方々からの不満も非常に強かったというふうに思います。

そこで、その辺のルールづくりというか、そういうのも含めてやったほうがいいんじゃないかと思えますけれども、監査からすると、もう何が何でもそういう施設はだめだとおっしゃるのか、その辺はどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○牧野監査委員事務局長 昨年の指摘で、手元に資料を持っておりますのは——ちょっと正確にどの案件かというのが……。

○溝口幸治委員 たくさんあったですかね。

○牧野監査委員事務局長 監査で指摘しているのは、ちょっと1件ですね。これは大津支

援学校仮設校舎云々というのが指摘がございますけれども、一般的に申し上げまして、今御意見のありました、例えば高等学校で、いわゆる県費で整備した分とそれから同窓会なり保護者の皆様が整備した分とかそういった財産がありまして、これはほかの施設でもあるんですけども、そういうものは、基本的に、監査のサイドで申し上げますのは、県の財産なのかそうじゃないのかというのを正確に把握していただくと。県の財産であれば、その県の規定に従って管理をしていただくと。そうじゃなければ、それなりのといいますか、管理していただくというふうなのがまず第一かと思えます。

それともう一つは、関係法令がございますので、いずれにしろ、その関係法令は守っていただく必要があると。監査委員のほうで指摘いたしますのは、先ほどちょっと関連しますが、こうしてくださいということではなくて、こういうふうな課題なり疑問点なりと言われますが、そういうふうなものについては、どのように、要するに、きちっと対応していただきますようにと、これは、監査委員の業務は、何というか、問題点を探し出すことではなくて、監査業務を通じまして、その県行政が適法、適正にされるようにということと一緒にやっていくという立場でございますので、いろんな関係法令に何に違反するかと、何に反するかというところだと思うんですけども、少なくとも何にも違反しないことを指摘するというふうなことはないと思っております。先ほど言いましたように県の施設、県の持ち物であればちゃんと県の持ち物として管理をしていただく。処分するのであれば手続をとって処分していただく、それ以外の、例えば違った形で設置されたのであれば、それはそれなりにしていただく。ただ、その場所に、例えば教室なりに、全然違う建物を置いていいのか、とか、いろんな問題が出てきますけれども、その辺をちゃんと整理

をしていただくと。そういうふうな趣旨で指摘をしたのではないかとというふうに考えております。

○溝口幸治委員 もう多分話は交わらないような気がするんですが、建てる時、あるいは建ててすぐに指摘があったのであれば話もわかりやすいんでしょうけれども、もう何年もたっているものを、その時点で監査でと言われると、まあ、おっしゃるように、違法性があるからということであればそうかもしれませんが、大体もう何年もそうやって、やってきている、あるいは保護者の善意でそうやっていろいろな施設も建ててきたというときに監査で指摘があったからという話になると、もう非常に、保護者もそうですけれども、関係者の方々も、一生懸命身銭を切ったというか、自分たちで汗かいて——金がないからですよ。そもそも県に金がないからそうやって善意で集まっているものが、何か非常に気持ちを逆なでするような行為だったなというふうに思いますので、例えば、今からでも、そういう施設を建てたいとおっしゃる後援会とか保護者会とかがあったら、その所定の手続を踏んだら学校の敷地内には物は建てたりできるということで理解していいんですか、それは。

○清原施設課長 施設課でございます。

委員のおっしゃるように、保護者の皆さんが非常に善意で建てられたものでしたので、非常に申しわけないというか、心苦しいところはございましたけれども、やはり建築物、特に建築物については、建築確認が必要な地域等で安全上非常に問題があるようなものが多数ございました。これについては、どうしても今から適法にするということは不可能だったので、撤去をお願いしたりしたわけでございますけれども、許可を受ければ設置できるものについては、事後の手続を申請してい

ただくというふうなことで対応してきております。

今後につきましては、もう学校のほうに繰り返し、今回の事案を受けて、説明等もしておりますけれども、まず学校に御相談いただければ、例えば建築確認が必要なものであれば、きちんとその手続をした上で建てていただくということで、学校によっては、部室を保護者の方が建設されて、それについては建築確認を受けていただいて、県に寄附していただくという形で対応したのもございますので、事前に御相談いただければ、今後はそういうことは起こってこないかなと思っております。

○溝口幸治委員 善意はできるだけ受けやすい体制をとっていただきたいと思います。金があれば別ですよ、金があれば。我々は、どっちかという、何かつくってくれと要望受けるほうですから、皆さん方に言うと、金がないとおっしゃるほうなので、やっぱりその善意は受けやすい体制をつくっていただくと、こういう方法もありますよという説明もできるので、ぜひその辺は研究をしておいてほしいというふうに思います。

以上です。

○岩下栄一委員長 そろそろ質疑を終結したいと思いますが、最後に、平野委員、何かございませんか。

○平野みどり委員 結構です。

○岩下栄一委員長 よろしいですか。——はい。

それじゃあ、お疲れさまでした。

これもちまして教育委員会事務局にかかわる決算特別委員会を閉会したいと思います。

午後2時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
決算特別委員会委員長